

平成19年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年9月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、6番、紀議員の一般質問をお受けいたします。6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の議員活動における抱負については、未来の斑鳩っ子が大きく羽ばたき、生まれ育ったまち・斑鳩を誇りに思い、歴史と文化に囲まれたまち・斑鳩で斑鳩らしい教育が出来るよう教育環境の充実、そして町民が安全に安心して暮らせるようまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今年は、地球温暖化の影響か、大雨洪水警報がたびたび発令されております。国、県、町は、町民の安全安心なまちづくりを常に強調されていますが、地震、大雨、火災などにおける対策はもとより、より早く迅速に町民に危険を知らせ、各家庭、学校での対応を早くすることにより災害を未然に防ぎ、災害時における被害を少なくすることも一つであると考えます。

そこで、町立保育園、幼稚園、小中学校において、災害の警告が発令された時の対策についてお尋ねします。

まず、例えば大雨洪水警報が発令された時の町立保育園、幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの対応と保護者への連絡方法についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 警報の発令された時の対応ということでございますが、教育委員会の立場と、それから保育所の方も同様な対応をさせていただいておりますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

警報が発令されました時の対応として、一応危機管理マニュアルの要旨をそれぞれ幼・小・中・保育所にも配布させていただいて、保護者への周知を図っているところでございます。

この内容でございますが、午前7時現在で警報が発令中である場合は、午前中休校に

いたしております。そしてまた、引き続き正午現在も警報が発令中であれば、その日は休校ということで対応をいたしております。そして、正午に警報が解除された場合、これは午後1時30分までに登校することとなっております。

保護者への連絡方法といたしましては、基本的には年度当初に保護者に送付いたしました危機管理マニュアルをもとに対応していただいておりますけれども、別にまたPTAの地区委員等を通じまして、保護者へ電話による連絡もいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 危機管理マニュアルによって保護者への連絡をされているように伺いましたが、その連絡にはどの程度の時間が必要なんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 保護者への連絡の時間でございますが、連絡にかかります所要時間につきましては、学区によりまして児童数等が異なりますことから一律ではございませんけれども、今日までを平均いたしますと、保護者に連絡が行き渡るのは、約15分から20分程度というふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 20分程度で連絡されるようですが、例えば午前7時に警報が発令された場合、知らずに学校に登校する児童生徒もあると考えられますが、その対処方法はどのようにされておられますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 連絡網等で連絡をさせていただきますのと管理マニュアルで判断させていただきますのと両方あるわけでございますが、そうしますと、そうした内容でほとんどの児童に登校することはないというふうに思っておりますが、一部の児童に登校してきた場合は、保護者と連絡をとりまして保護者の迎えを待つか、あるいは保護者と連絡をとれない場合は学校で待機させているところでございます。そしてまた、状況を見ながら、安全確保も行い、教職員が家庭に送るなどの対応をさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） そのように児童の安全を最優先していただければありがたいと思います。

それでは、町には音声遠隔装置が整備されておりますが、その目的と、また利用、活用状況はどのようになっているか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 音声遠隔装置を整備している目的についての質問でございますが、音声遠隔装置の目的につきましては、斑鳩町音声遠隔制御システム運用管理要領に定められておりますが、大火災、あるいは風水害、地震等の非常時の伝達の際に使用することを第一義といたしております。このことによりまして、大規模の災害が発生した場合の混乱防止等災害の拡大防止のための情報伝達が主な目的となっております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 災害時の情報伝達を目的に活用されておられるということですが、児童生徒が登校する前後警報が発令された場合に、音声遠隔装置が設置されてるのだから、それを活用することは出来ないのでしょうか、町の考えはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大雨、あるいは暴風時には音声聞き取りにくい状況も考えられますことから、現時点におきまして各学校での連絡網による対応が平均で15分から20分かかりますが、より確実であるというふうに考えております。このことから、現在音声遠隔装置を活用した周知は考えておらないところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 音声遠隔装置の活用は考えておられないということですが、今後活用していただくように要望いたしますが、音声遠隔装置を活用されたとして、大雨とかの周りの音に消され聞こえない場合がありますが、そのような時に、警報サイレンを活用して町民に迅速に危険を伝えることは出来ないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大雨とか、あるいは暴風に対しまして警報サイレンを使用することについてどうかというお尋ねでございます。

サイレンの吹鳴基準につきましては、法令で定まっておりますが、火災関係につきましては消防法施行規則におきまして、また水防関係につきましては水防法施行規則、これは奈良県規則でございますが、それにおきましてサイレンの区分、吹鳴基準が定められているところでございます。

具体的に申し上げますと、火災発生時の消防機関の出動を行う場合は、約5秒間のサ

イレン吹鳴と約6秒間の休止の繰り返しでございます。それから、水防による居住者の避難のための立ち退きを知らせる場合は、約1分間のサイレン吹鳴と約5秒間の休止の繰り返しを行うことと定められています。

以上、申し上げましたとおり、質問者が言われております大雨、あるいは暴風時に警報サイレンを使用することにつきましては、法令で吹鳴基準が定められている範囲におきましては可能でありますけれども、それ以外につきましては使用することは難しいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） それでは、音声遠隔装置警報サイレンについては、警報の場合には使用出来ないということでございますが、今後状況に応じて活用を検討していただくようお願いいたします。

それでは、警報発令時、休校になった場合、児童は自宅の方で留守番となると考えますが、保護者の中には不安な心がありながら仕事に出かけることがあると思われれます。安全に預かるという観点から、町としてはどのように考えておられますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 警報発令時に保護者の方が出かけられて子どもだけが家に残ることになるということにつきましての対策を考えてほしいということの保護者からの申し入れにつきましては、現在のところございません。休校時に保護者不在で子どもが家にいる時は、日ごろから隣近所の付き合いにより子どもの様子を見ていただく体制をつくっていただきたいというふうに思っています。また、時には、預かっていただく体制をつくっていただくのが望ましいのではないかとこのように考えております。そうした隣近所との連携と申しますか、そういうものも大事だろうというふうに思っています。

また、学校としての安否確認は、各家庭訪問、あるいは電話等で確認をさせていただいている状況でもございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 私も地域とのお付き合いは大変大事だと思います。学校での家庭訪問、電話による危機管理については、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、幼稚園、小学校の放課後の児童の一時預かりについてお尋ねしたいと思ひます。幼稚園での保育時間についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町立幼稚園の保育時間でございますが、4歳、5歳児は、月・火・木・金曜日は午前8時30分から午後2時30分まででございます。水曜日は、午前8時30分から11時30分までとなっております。それから、3歳児は、月曜、水曜、木曜日は午前8時30分から午前11時30分まで、そして火曜と金曜につきましては午後2時30分まで行っております。ただし、木曜日につきましては、10月から午後2時30分まで保育時間を延長していきたいと考えております。

幼稚園教育要領におきましては、「1日4時間を標準とする教育を行う」というふうに定められておまして、これに準じて保育時間を定められておりますけれども、保護者のニーズあるいは幼児の生活リズムなどを考慮しながら、保育時間について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 保育園の方の授業時間は、どうなってますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 保育園の保育時間でございますが、現在、保育園では、通常保育としまして午前8時30分から午後5時まで保育をしております。保護者の勤務等の都合により、朝は1時間早く7時30分から、夕方は1時間30分遅く午後6時まで長時間保育としてお子さんをお預かりをしております。さらに、午後6時30分からは、延長保育としまして午後8時までお子さんをお預かりしている状況でございます。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） 保育園では、午前7時30分から午後8時まで保育していただいておりますが、幼稚園では2時30分までとなっております。仕事を持っておられる保護者の方の中には、幼稚園へ子どもをやりたいが時間的に無理という判断で保育園にやられる方がおられるとお聞きします。また、幼稚園、小学校の保護者が、文化活動やPTAの活動に参加する時に、子どもが帰ってくる、またお迎えに行かなければならないとの理由で参加出来ない方もおられます。出来れば、少し長く預かっていただければとよく言っておられますが、せめて幼稚園、小学校で保護者が文化活動やPTAの活動に参加している間、預けることは出来ないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、町立幼稚園におきまして、幼稚園のPTA活動時、あるいは町立小学校の参観及びPTAの活動時で必要な場合、在園児の預かりを実施いたし

ております。

そしてまた、小学校におきましては、参観時及びP T A活動時に在校生の預かりは実施しておりませんが、参観やP T A活動時に保護者が学校にいる場合には、学年別の下校に加わらずに運動場など学校内で待機をさせていただいて、P T A活動の部屋でまた読書をしたりして過ごしていることは認めさせていただいております。そして、保護者と一緒に下校するという対応をさせていただいております。

また、P T A独自の取り組みとして、参観時に未就学児の預かり保育をしている支援グループに依頼して校内で実施している学校、あるいは預かり保育のための部屋の開放を行っている学校もございまして、それぞれの学校が独自の取り組みをさせていただいているところでございます。

今後、保護者がより安心して参観や、あるいはP T A活動に参加出来るように、学校やP T Aに対しまして情報提供を行いながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 6番、紀議員。

○6番（紀 良治君） ありがとうございます。一応学校の方でも預かっていただいているということで、正式には預かってないけど学校内で遊ばせていただくのを許していただけるということで、今後、文化活動に参加される時等にお預かりいただけるようなことを検討していただきたいと思っております。

以上で、質問終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、6番、紀議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして一般質問をいたしますので、的確なる回答をお願いいたします。

まず1番目に、ごみ処理について問うということで、白石畑最終処分場への草刈りや剪定で出た枝葉の集積物の処理について聞かせていただきたいということで、最近シルバー人材センター等の草刈りや剪定で出た枝葉が、焼却場に持ち込まれずに白石畑最終処分場に堆積処置されているように聞きましたが、いつから始められて、その堆積物の処理をどのようにして処理しようと考えられておられるのか。また、今後も、毎日のように発生しておりますので、その枝葉についても、引き続きどのような処置をしようと考えられておられるのかも含めて回答をいただきたいと思っております。

これらの処置によりまして、ごみ焼却の量の減少により焼却場の延命になるとは考えますが、一方、間違えて事故等が発生した場合には、今まで以上に処理量の増加や質の悪化が考えられるので早急なる対処方が必要と考える。現在の堆積量についても、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 白石畑最終処分場への草刈りや剪定で出た枝葉の集積の処理の関係でございます。この件につきましては、昨日の一般質問でもお答えをしております、一部重複する答弁となりますがお許しいただきたいと思っております。

町で剪定枝葉や刈り草を処分しておりますのは、家庭でみずから剪定や草刈りをされた分、町の管理地や町内にあります県の管理地、そしてシルバー人材センターが請け負った剪定枝葉や刈り草でございます。これらにつきましては、先だってまで幸前にございます衛生処理場で焼却処理をいたしておりましたが、搬入をされました刈り草の中で、長さ約150センチ、太さ約60センチの樹木が数本含まれておりまして、焼却設備の一部が損傷する事故が発生をいたしました。

このことから、刈り草に異物が混入されていないかどうかといった安全確認のため、今年度分の搬入につきましては最終処分場に搬入させることとしておりまして、最終処分場で今現在一時保管をしているところでございます。

なお、最終処分場に一時保管をしている刈り草であります、7月に行いました焼却設備の補修工事の影響から、現在でもピット内のごみ量が通常より多いため、ピット内の状況を見ながら、今後少しずつ焼却処理をしていこうと考えているところでございます。今後も焼却処理をしていこうという考えでございます。

それから、堆積の量でございますが、現在の堆積の量につきましては、今現在まだ資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そういうふうにやっておられるということで、わりかし焼却場の方へ入ってくる車も少なく今いいとは思いますが、余り長く堆積をされておいたら、それが堆肥物になればよろしいけど、そうでなかったら、その後焼却するという事なんですけども、今現在満杯ということですから、それがこれからもまだ続い

て、色々と草刈りとか剪定とかされるということは、なかなか減らないように思いますけども、出来るだけ早いことそれを処理していただきたいなど。それでなければ、またそこに色々な害虫というんですか、そういうようなものが発生して周囲に迷惑かけることのないように、その堆積物の処理をお願いいたしたいと思います。

続きまして、②番目、今年度、平成19年度の予算委員会の際に、木と呼ばれる部分のチップ化について研究するとのことでしたが、以前からの懸案となっている処理場所の選定なしに実施は難しいと思いますが、解決出来るのかということで、太い枝、木のチップ処理化が大きなごみの減量につながると思いますが、私も含めて、私議員にならしていただいてから、私と、そして同僚議員が2回にわたってこれについて一般質問していると思いますが、その時の回答は、場所の選定、特に難しいというのは、やはり騒音や粉塵を考えた場合には、なかなか場所の選定には至らないということで、チップ化というのは難しいということで、今まで断念してきているという印象を受けておりましたが、また急に今年度、そして来年度を含めて2カ年のうちに研究をして、採用出来ることならば実施を行いたいということでございましたんですけども、その進捗度についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） チップ化の進捗度でございますけども、これにつきましては、最近このチップ化をするリサイクル業者というものが出てまいりました。その中で、そういった質問者がおっしゃいます場所の選定が困難なことから、この委託業者に委託をしていくというようなことも含めて今後検討をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。そのため、経営状況や費用対効果について研究をしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、見たんでは、チップ化した材料というんか、それを公園とかそういうような樹木の下に肥料というんですか、そういうふうに置いて、それで乾燥を防ぎ、そしてまた肥料化によって木を保護しておるといような現場を何カ所か見させていただいておりますので、やっぱりそうした方がええのではないんかなと。やはり、町の色々な花壇とかに植えている木なんかでも、今年やっぱりかなり枯れているような状況で、自動散水装置も現代ではありますねんけども、そんなんもやっておられないよ

うな状況ですので、せっかく植えた木が枯れてしまうようなことにもなるということで、それを有効的に利用していただきたいなということをお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

③番目の環境パトロールの不法投棄・ポイ捨ての状況と対策について町の今後の方針を問うということで、2007年9月の広報いかるがの内容の中での、「平成18年と平成19年の4月から6月までの対比」の中で、処理件数及び処理量の比較については、不法投棄は件数で13件の増で、処理量については、広報の中では56トンとなっておりますけれども、私聞かせていただいたら56キロ増となっておりますということなんですけれども、3カ月間での増加としては多量ではないのかと。また、ポイ捨てについては件数で28件の減少、そして処理量については172キロの減との報告であります。減少量と件数の減は喜ばしいことですが、この報告を見ての町の見解と今後の町の取り組みについて、今の取り組みのままでいいのか、あるいはどの点を改善、改良しようと考えておられるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

まず初めに、9月の広報の19ページに、「ごみのないまちづくりにご協力ください、環境パトロールの様子」というところで、これも配布されてから大分になると思いますけれども、このトンとキログラムが間違っていたということをもって訂正をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 答弁をさせていただきます前に、質問者おっしゃいますように、広報いかるが9月号に掲載させていただきました内容につきまして訂正がございます。この場をおかりしておわびいたしますと共に訂正をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

その訂正の内容でございますが、広報いかるが9月号のお知らせの19ページでございます。質問者おっしゃいますように、環境パトロール中の不法投棄・ポイ捨てなどの様子の不法投棄・ポイ捨ての処理量の単位がトンとなっておりますが、キログラムの誤りでございましたので、ここにおわびをさせていただきますと訂正をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

なお、この広報9月号につきましては、既に各戸に配布されておりますので、広報いかるが10月号におきまして訂正の記事を掲載させていただきます。また、町のホームページに掲載させていただいております記事につきましては、既に訂正をさせていただきます。

いておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、環境パトロールの今後の方針、見解等につきましてご答弁をさせていただきます。

広報いかるが9月号に掲載いたしました環境パトロールの平成19年度4月から6月の不法投棄・ポイ捨ての状況でございますが、質問者がおっしゃいますように、不法投棄につきましては、処理件数22件、711キログラムのごみ処理をしております。投棄の内容といたしましては、テレビ、冷蔵庫、洗濯機といった特定家庭用機器をはじめ、自動車のタイヤなど処理困難物に指定されているものもございました。

前年度の同時期の処理件数と比較をいたしますと、13件増加をしております。要因として考えられますのが、環境保全推進委員や住民の方々からの通報によりまして処理した不法投棄が15件ございましたので、各自治会で日ごろから注意をして監視をしていただいている結果というふうに考えております。

また、同時期のポイ捨てごみの処理状況でございますが、弁当がらや缶、瓶、ペットボトルなどが多く、処理件数36件、76キログラムでありました。前年度の同時期と比較いたしますと、処理件数で28件減少しておりますが、住民からの通報等により随時パトロールコースに追加をし、早期発見、早期処理を行うことにより、新たにポイ捨てをされにくい環境づくりに努めた結果であると考えております。

今後の対策といたしましては、不法投棄の中には、依然として特定家庭用機器であるテレビなどの投棄が多い状況を考えますと、買い替え時以外の再商品化義務についてまだまだ理解されていないのではないかと考えております。

また、2011年より従来のアナログ方式のテレビが使えなくなることから、地上デジタル方式の薄型テレビへの買い替えが進んでいる中で、さらに不法投棄がふえることも考えられますことから、家電リサイクル法の趣旨、消費者の責務について、住民に広報紙やエコトークなどを通じてさらに啓発を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、ポイ捨てにつきましては、多発地域を含めまして重点的に環境パトロールを行いまして、さらに多発地域がふえないように、住民からの通報があれば、重点地域に加えてパトロールコースを設定いたしまして、随時対応出来るように策を講じまして、引き続きポイ捨てや不法投棄の早期発見と早期処理に努めてまいりたいと考えております。

また、小学生が作成いたしましたポイ捨て禁止の啓発看板の設置につきましても、古

くなった看板の入れ替えや多発地域への追加設置をすることなどによりまして、常にポイ捨てや不法投棄されにくい環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、部長がおっしゃってた中で、2011年より従来のアナログ方式のテレビが使えなくなるとおっしゃいましたわね。だけど、2万円ぐらいの機器ですか、それをつけたら使えるということで、今、全部それを放棄せんならん、今あるアナログのテレビは皆放棄せないかんというような印象を与えますので、やっぱりそういうところをきちっと広報していただかなければ、これから後、19年ですのであと4年ほどでみんなそれを買って替えなんの違うかなと。なかなか買えられない人もおられると思いますので、どんだけ費用的な面でかかるかちょっと、2万円ぐらいやというような暫定金額は聞いてますけども、どれも2万円でいけるのどうか、それもちょうとわかりませんねんけど、それらを研究していただいて、そして広報等で、まだそのテレビは、もう映りにくいようなテレビは別として、ある程度まだ新しく買い替えられて何年もたたないようなテレビであれば、それが使用可能であるというような広報もしていただきたいと思いますが、それは可能ですかね。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） この電気製品のデジタル化に伴うことにつきましては、行政の方も周知いたしますけども、また電気メーカー等の方につきましても周知をされていることと思います。そういった中で、その動向を見ながら啓発等も考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） テレビでかなりそういうことを放送されておりますけども、現在のテレビが使えるというような広報はなされておらないように、私はそういうふうには受け止めてますけども、買い替えられる人はいいとして、やっぱり弱者の人、生活に困っておられるような方もたくさんおられる中で、それを買って替えなくてもこの程度の費用でそれは見られるというような形で広報をしていただきたいというふうをお願いを申し上げまして、この項は終わりたいと思います。

次に、2番の町の広報と奈良県の、奈良新聞なんですけども、その新聞の当町の人口の差について問うということで、町の広報や社協だよりと奈良新聞とかの人口差が90

0人近くあるのはどうしてなのかについて問うということで、町広報や福祉だよりの記事内容では、平成19年7月31日現在2万8,559人と掲示されておりますが、新聞報道の平成19年8月1日現在の人口については2万7,635人、その差が924人となっております。なぜこのような差異が生じるのか。町広報が正解であると私は信じておりますが、新聞の記事としての正確性からも、間違いであるならば、町としても正しい資料を提供しその誤りを正すべきだと思いますが、これらの点について正誤も含めて回答をお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、町の広報紙等に掲載をさせていただいております人口は、住民基本台帳人口と外国人の登録人口を合わせました本町の総人口となっております。

一方、新聞紙上で報道されます、県が発表されます県統計発表の人口につきましては、奈良県の推計人口、いわゆる推計人口と呼ばれるものでございまして、平成17年度に行われました国勢調査時の人口を基礎に、その後の出生、死亡、転入、転出、外国人登録人口の増減を加算したのとなっております。

奈良県推計人口の基礎となる国勢調査の人口は、平成17年10月1日現在で斑鳩町に3カ月以上常住している人口でありまして、仮に本町に住民票があっても、出張及び単身赴任等で他の県及び市町村で常住しておられれば、そちらでカウントされることとなります。

そうしたことから、町広報紙等に掲載をいたしております平成19年7月31日現在の人口2万8,559人と比較して924人の差が生じることとなってくるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） その内容としてはわかりましたので、理解したいと思います。

続きまして、町広報等の配布をシルバー人材センターに8月より委託されましたが、全戸配布ということで、それによって今まで自治会にも入っておられなかった人には、公民館とか役場とかへ取りに来てくださいということで、全戸配布ということではなかったと思いますけども、それによって全戸配布ということで、発行部数や費用の面でのぐらゐの増減になったのかについて問うということで、町の広報の配布をシルバー人材センターに8月より委託されたということで、8月まで自治会に入っておられなかつ

た世帯に対しても全戸配布との方針で実施されるとのことでありますが、自治会への未加入世帯が、以前には1,000数百世帯、2,000戸近くあると聞き及んでおりましたんですけども、未加入世帯については未配布であったと思われまます。それゆえに、印刷物が、世帯数との差異により多量に残っていたと思われまますが、8月からの配布数と1戸当たりの配布費用はどのようになっておるのかということについて聞かせていただきたいと思ひまます。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、ポスティングによる配布を導入した趣旨でございます。

以前より自治会役員の方から、町の情報量の増加によりまして配布に係る負担が大きいことへの苦情があったことや、自治会未加入者には町の情報が行き届かないため、文書配布方法について自治会連合会ともご相談申し上げながら検討を重ねてまいりました。その結果、住民サービスの向上と自治会役員さんの負担軽減のために、本年8月よりポスティングを導入したものであり、導入してから約1カ月がたっておりますけども、現在のところ大きなトラブルもなく概ね順調に進んでいるものと考えております。

また、広報の発行部数についてでございます。従来の自治会配布の広報では、自治会加入者数を基準にしておりまして、印刷部数は9,800部でしたが、全戸配布となりましたので、現在は1万500部を印刷しております。配布実数は、9月広報で1万154部となっております。発行部数の増加によりまして、印刷費用は年間に換算しますと約21万円の増となっておりますけども、住民サービスの向上、開かれた町政の推進という面でメリットは大きいと考えております。

次に、配布に係る委託料につきましては、今年度は年度途中の導入でありますことから、従来の方法と比較は難しいものの、年間を通しての費用に換算して昨年と比較いたしますと、ポスティング導入により委託料は約166万円の増加となっております。しかしながら、自治会に係ります負担が軽減されましたことから、現在各自治会に交付しておりました文具料戸数割を1戸当たり200円の減額をさせていただいておりますことから、委託料の増加分と相殺いたしますと、費用面といたしましては大きな増減はございません。なお、委託の手数料でございますけども、広報等につきまして1戸当たり9円でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 住民へのサービスということで、全戸配布ということをして

いただきたいと思います。

続きまして、3番目の三代川の改修について問うということでございます。今年度も、今までに三代川に関係する溢水が発生しておりますが、「安全・安心なまちづくり」を提唱している町としても、毎年のように繰り返される水害について、町としての対策の考え方を問うということでございます。

9月3日の町長の提出議案説明の中で、これについて、三代川の進捗状況について報告されておりますが、三代川の改修事業は県の事業ということでありまして、それについては余りにも長い年月を費やしてきております。中断というんですか、その期間もかなり長くなっております。JR踏切までの200メートルについて、今現在用地交渉が進められているとの報告がありました。昨年度には4件の契約が行われ、代替住宅建築のために残っている住宅2戸も本年中に解体されることになっており、本年度においても4件の補償契約等がなされたとの報告でありました。順調に事業進捗がなされておるようには思いますけども、これから町としても県事業の進捗に積極的に協力されたいと思っておりますが、町と県とのかかわりというんですか、県事業に対する役割分担というんですか、かかわりについて教えていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この三代川についてはあくまでも県管理河川ということで、事業的には県が行うということになってまいります。しかし、町内を流れる河川ということで、町が影響を受けると当然なるわけですので、地元対応についても町の方で対応をしながら、県と共に事業推進を図っていくということが事業を早める一番の手だと、このように考えておりました。県と同一行動をとっていると、地元対応も町の方でさせていただいているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、部長、この三代川の河川改修は、町と県と一緒にやっておるということで、その中断期間というんですか、あそこの、もうなくなっただけ阪井パイプのどこまで来て、あれ中断してから何年ぐらいになると思っておりますか。それで順調にいつているとは、私はそういうふうには受け取りがたいんですけども、部長はそれで、そのぐらいかかるのかなということで回答されておるとしたら、やっぱり私はもうちょっと積極的にやってもらいたいなど。それは、部長がずっと部長職におられたということではないんですけども、やっぱり事業というものは出来るだけ早いこと

完了することによって、やっぱり斑鳩町は安心・安全なまちづくりという、住みよいまちづくりというようなことを公に言うておられる以上は、それを出来るだけ早く実行してもらえるように、今まで以上に努力をお願いしたいなということをお願い申し上げておきます。

次に、斑鳩町の玄関の整備が遅ればせながら進められておるといことなんですけども、県の事業とはいいながら遅々として進まない理由について、町の対応、対策について間違っていないのかということについて問うということ、前項の関連というんか似通っておりますけども、斑鳩町が進めております駅前整備事業について、駅前の整備事業はかなり進んでおるように思いますが、やはり三代川の改修は、周辺住民にとっても待たれておるところであります。過去の溢水についても、旧の松岡の料理屋さんより東洋シール間で何度となく発生しております。河川改修は下流からとの報告を今までに何度となく受けており、それについては理解しておりますが、余りにもたび重なる溢水に対する県の対応が鈍いように思われます。人的被害は発生していないとは言いながら、付近住民の方々の心の動揺は、雨が降るたびにやはり心配事として心の中に生まれているものと思われます。心理的にも大きな打撃を与えないためにも、やはり早急なる改修が順調に進むことが肝要かと思いますが、もっと積極的に強く県の方に要望していただきたいと思いますが、先ほども言いましたように、車の両輪というんですか、県と町がやはり一緒になってやっておるといこと、県事業について、竜田川の交差点改良なんかでもかなり長い年数たってやっと出来たと。その出来た結果が、やはり交通渋滞もなくなったというようなそういういい見本もありますので、三代川の河川改修、私は常に富雄川の方を言うてきましたんですけども、今回のなについては富雄川の方は関係なかったといこと、ちょっと方向転換して三代川の方に関して言わしていただいておりますけども、やはり今日の台風9号なんか見ても、東京の真ん中というんですか、そこらでも水害が発生しておるといような状況の中で、やはり三代川については一日も早く、まだ200メートルが改修されて解決しても、その上流の方で溢水しておるといような状況がもう何年来と続いておる状況なんです、やはりそこをまず、下流からといこと、そこまで行き着かなければその上には行き着かないといような結果となっておると思いますが、出来るだけそれを働きかけてやっぱりやっていただきたいなというふうに思いますが、この200メートルの区間については、今のところどのぐらいの時間というんか年数というんか、それを要すると町の方は考えておられ

るのか。県と協議しながら両輪でということを行うておられるので、それを聞かしていただきしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 一番やっぱり問題は、地主の関係等持っておられる方、あるいはまたその建物の関係等ございます。私のところも関係しておりますけども、やはりそういう中で、借地の中で、そして建物補償、あるいはそういう関係等、やっぱり相手がございませうから、なかなかそう簡単には私はいかないと思います。私の方までようやく一応契約をさせていただいたといふところまでは来ておりますものの、やはりなかなか相手、地権者等、あるいは建物等の関係もございませうし、我々としては精一杯努力をしながら出来るだけやっております。

168号の竜田大橋の関係等についても、あのところでやっぱり土地所有者がなかなかうんと言ってくれない。たまたまお父さんが私に電話いただいて、町長、もう協力するから全部買えということをおっしゃっていただいた。そしたら、全部は買われぬ、郡山土木は。残る部分がございますといふことでしておった。そういう最中にお父さんが亡くなるということもございまして、やっぱり息子さんとの話をしていく。ようやく息子さんの契約をいただいて、そして周辺の協力をいただいて出来てきたわけでございますけども、やはり私は相手がございませうから、相手の条件といふものが県が示される条件に必ず一致するのといふことにはなかなかなつてこない。県と町といふことでもありますけども、私の方の職員がほとんどその地権者のところに行きながら、金額的な最終的な交渉になったら県が出向くといふところでもございまして、なかなかそう簡単にはいかない。

だから、今、木田議員のご指摘のように、我々としては早くしていきたいといふ希望等、あるいは職員等がございませうけれども、やはり相手の気持ち、あるいは相手の立場を十分考えていかなかつたら、なかなかそううまくいかないのではないかな。そういう努力をしながら、私はやっぱり、仮に今この3～4件をしても、やはり阪井パイプ、今現在ございませうけども、マンションが建つてますけども、あの上流部分についても全く出来ておりませうから、何で我々が先にやってあの下をまだしてないのといふことをおっしゃる方もございませう。

そういうことで、我々としては出来るだけ三代川の河川改修といふことは、これは肝に銘じてやらなきやならないといふことで、県都市計画決定も出していただいてやっ

ております。ただ、上流の部分については、今、福德さんの前の関係等について、橋の架け替え等について、水利組合等のご同意を今努力をしながら、今年度中に何とかしてまいりたいという気持ちでやっております。

いずれにいたしましても、こういう問題については、出来るだけ我々としては早くしていきたい。ただ、木田議員がご指摘のように、いつまでかということになりますと、なかなか私は難しいのではないかな。1件1件そういうことによって応じていただける、あるいはまた金額的に差異が出てくる、あるいはそういうことも色々詰めていく中で、やっぱり金額提示は、既に契約された方の金額等やっぱり出てますから、そういう形でそれ以上の金額を出せるわけじゃないわけですから、その金額と見合っただけで協力をいただくというのが一番基本ですから、そういうことも踏まえて我々としては、少ない中の職員がほとんど努力をしていただいて、ようやく私は4件でもこれが契約出来たなと思っておりますし、これからもやっぱりそういう努力をしながら、相手の立場を尊重しながら十分考えてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 町長のところも関係する事業ですので、町長のところは何でもまだやねんというようなそういう声も私聞いたこともありますねんけども、とにかく県の事業については、これは予算的なこともあるやろと思いますけども、やっぱり事業としては前向きに職員の努力によって一つ一つ解決していただきたいことをお願い申し上げます。

次に、4番目の談合防止策について問うということで、公共工事の談合による損害賠償の制度化について町の考え方を問うということで、公共工事における談合事件は後を絶ちません。当町においても、現実にその被害をこうむった事案が最近発生しております。談合による損害をこうむっても、その談合による損害を談合落札者に賠償させる仕組みが出来ておらない場合には直接損害額を請求することは不可能で、再度（仮称）総合福祉会館の入札による工事落札金額の増額となる結果となっております。今後、請負契約の損害賠償の制度化を進めなければ、金額の多少にかかわらず損害をこうむっても、そこにまた貴重な税の投入で補てんしてきた事実がございます。誰一人としてその責任をとらない現状の入札制度の改善について、契約書の改善も含めて制度化の取り組みについて町の考え方を問うということで、結局総合福祉会館の契約についても、以前落札された方と今回の落札者との差異というんですか、少し設計変更しなければいけないと

ということで、どの程度変更されたのかもわかりませんが、4,500～4,600万の増額になっておるといことで、それがやっぱり貴重な税金から投入してその補給をしなければならないといことで、何かそういうことが発生した場合には、その契約書の中に、談合による損害を受けた場合にはそれを補てんしていただくといようなそういうことを書き込んでいただかなければ、余りにも公共事業における談合があちこちで多く発生しておるような状況の中では、一日も早いその制度化をお願いしたいと思ひますねんけども、それについては今後どのようにしようと考えられておられるのかについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 私からお答えをさせていただきます。

まず、談合による損害賠償の制度化でございますけども、本町は請負工事等による損害賠償制度を設けております。本制度は、斑鳩町契約規則第24条、契約に係る損害賠償、第25条、契約の解除で定めており、ご指摘の談合事件の条文といたしましては、第25条第1項第3号で、契約者、いわゆる請負人でございますが、契約の事項に関し不正な行為をした時、いわゆる談合を行った時契約を解除するといことが出来るというようになっております。また、第24条第2項で、第25条第1項第3号、先ほど申しました契約の解除を行った場合、契約者、いわゆる請負人は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償として納付しなければならない、こうなっております。したがって、本町は、損害賠償による制度化を行っておるわけでございます。

さて、先ほど質問者もご指摘されております（仮称）総合福社会館の入札の関係でございますけども、これは談合によって入札を行ったものではないといことでございます。当初入札を行い、そして落札者が、これは名古屋の地下鉄談合によって指名停止を受けたといことでございます。それによって町は契約を解除したといこと。次に入札を告示いたしました、落札する業者が来なかった。3回目でございますけども、入札告示を行い、2社が落札をいたしました。しかし、予定価格以上という中で、町としては、最低入札業者と協議をもって契約を行ったといことでございますから、何らルールに対して不当な行為はしてないといことでございます。

この談合といひますのは、質問者もおっしゃるように、契約の締結をした場合については、特段な公正性といひますか、そういうようなもんが要求されるわけでございます。こういう入札談合は、入札という競争を行う前に、入札参加者の側で入札結果になる落

札価格等を決めてしまったりするものでございまして、競争させるための制限である入札制度の機能を全く無にしたものであると考えております。

また、談合によって公正な価格を害する等のため協定が行われた実態があるとするならば、ここに参加した業者に対して、談合罪の判決を待つまでもなく直ちに町としては入札制限をすると、そして公正な競争の確保を図るということを考えておるわけございまして、そういう状況の中で入札に対する公平性、透明性を図っており、不正防止に対しての適切な対応をしておるというのが、我々の今行っている状況でございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 今、副町長が言われましたように、当該工事、総合福祉会館については何も談合をしたというようなそういうなにはございませんねんけども、やはりそれによってかなり、4,500万ぐらいの増額になっておるということは、やはり町が損害を、スムーズに前回の時の奥村組ですか、そこが請け負いをしておいたらそれで済んでおるのに、再度入札によって4,500万ほど、そしてまた時期も2カ月ぐらいおくれるというんですか、そういうことになっているということは、町はやっぱり損害をこうむったという、そういうふうに取り返っていいんではないのかなというふうに思いますけど、それについて、そういう場合には、損害というんですか、それを請求することが出来ないわけなんですか。

そんなん、町のなにでは談合はなかったけども、地下鉄の工事によって談合されたということで、町は再度入札を行ったということで、それが安うなってんねやったら私も納得出来ますけども、その工事自体がやっぱり4,500～4,600万の増額になっておるということは、やっぱりこれを町民がそれだけの税の負担をせないかんとということで、それはちょっと私自体、そのからくりというんですか、仕組みが余りよう入札のなにわからへんですけども、何か補助金を受ける時には、少しの設計変更をしなければ補助金が再度いただけないということで設計変更をされたということなんだと思いますけども、その設計料なんかは別に何も増額というようなことは聞いておらないので、工事の内容については初回にいただいておった入札結果と同じ内容、細部についてはわかりませんが、そういうふうな結果になっていたと思いますけども、やっぱりこれは明らかに斑鳩町として、そしてまた町民がそれだけの損害をこうむったということは明らかやと思いますけども、それについて何も出来ないというようなそういう請負契約の仕

方というのについては、私余りそれについては納得出来ませんねんけども、事業については私は今までからずっとかかわってきて、出来るだけ早いことやっていただきたいということで、その件については、談合ということについて何もそれには入っておらないということなんですけど、その以前の問題ですわな。

初め落札された業者が他地域でそういう談合事件を起こされて、それがまたその結果によって斑鳩町はそれの被害をこうむったというふうに、私はそういうふうに思いますねんけども、副町長は、いや、これはそういう町の契約規則とかによって正当やというふうにおっしゃっておりますけど、これについてはやっぱり、少しの金額やったらよろしいですけどね、何千万というような金が貴重な税金から補給せなければいかんということは、私はやっぱりそこで何かそういうふうな歯止めというんですか、それを請求出来るような何かないのかなということについて、町としても研究をしていただきたい。これがあるからこれは大丈夫やと。

しかし、この工事については、そんだけ余分に契約金額を上乗せせないかんような結果になっておるということは、やっぱり町民にそれだけ損害を与えたということになるのではないのかなと、これは私の受け止め方なんですけども、これについてはもうどうもない出来ないということで、この契約規則の中ではどないも出来ないということで理解しておかなければならないんですかな、これは。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この、今、質問者のご指摘されておりますのは、町は当初入札し落札した。そして、その業者と契約した。この業者は、先ほども申し上げましたように、いわゆる名古屋談合によって公取から地検に告発された。これは、入札のルールに反したわけです。いわゆる談合した。こういう談合した業者を町は継続しながら契約すると、これは出来ません。はっきりと悪いことした業者です。そして、解除した。こういうことでございます。

次に、今のおっしゃっております、5, 700万やったかな、追加は。ちょっと、4, 700万。それについては、不落随契として最低落札者と話をして、そして町の予定価格で契約したわけです。町の予定価格は、これは当然設計に基づいて町長がその予定価格を決めると。その予定価格で話し合いの中で契約をした。何ら私としては、ルールに反したことは町はしてないということでございますから、そこら十分ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） いや、だからその金額については、町は何も間違っておったということはないんですけども、その談合事件で契約の指名停止というんですか、それをくられた業者に対して、何もこちらからは請求出来ないというような、それについては何か手だてがあるのではないのかなと、私はそういうふうに思いますねんけどね、やっぱり今おっしゃったように、5,700万も増額になると。それは、町が見積もりしたその額で、それで落札されておるのでそれでええのではないのかなというふうにおっしゃっておりますけども、出来るだけやっぱり安く出来ればそれにこしたことはないので、やっぱりこのことを考えたら、前の業者に対して何か、ただ入札の停止というそのペナルティーだけで済んでおるのはやっぱりおかしいのではないかなと、私はそういうふうを受け取ったので、町はこないしてちゃんとしてあるやんかと言われたら、それはそのとおりやと思いますけども、今後ともそういうことのないように指導というんですか、町内業者の指導育成にも当たっていただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

午前10時30分まで休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、放課後子どもプランについて質問をさせていただきます。

この問題につきましては、昨年12月議会でも一般質問をさせていただきました。また、前回の6月議会でも同僚議員から一般質問があり、町も今年度中に方向性を見出すということで、実施に向け検討をいただいているというふうに思いますが、現在問題点の整理についてどこまで進んでいるのか、また今後の方向性についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この放課後子どもプランにつきましては、過去2回にわたって本会議の方でご質問いただいているところでございます。学校あるいは関係機関との連絡調整、あるいはボランティア等の協力者の確保、あるいは活動場所の確保、活動プログラム策定等行うコーディネーターの確保、運営委員会の設置、子どもの下校時間、あるいは下校方法等色んな課題が山積をいたしているわけでございます。こうした問題を実施に向けてクリアしていかなければならないことであるというふうに考えております。

そうしたことから、まず利用者の意向を把握することが肝要であるということから、9月中にアンケートを実施いたしまして、その結果を踏まえまして、19年度中に事業の実施につきましての方向性を見出していきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません、アンケート調査を行っていただくということですが、対象と、どのように行うのか、それだけお聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、利用される方でございますので、保護者になってくるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） はい、わかりました。

この放課後子どもプランについては、昨年5月に国の方から方針が示され、本来ならば今年度からの実施が求められてきたものですが、現在、斑鳩町だけでなく全国の自治体でも、放課後子どもプランの策定や放課後子ども教室推進事業は進んでおらず、国の見込みを大きく下回っているというのが現状であると思います。そんな状況を生み出している背景には、放課後子ども教室と放課後児童クラブの2つの事業を一体的、あるいは連携して実施するという国の示す方針が、市町村の中に混乱を引き起こしているのではないかと思います。

この2つの事業は、目的も内容も実施状況も異なっています。したがって、それぞれを拡充しながら連携するということはあり得ても、同じ場所で同じ職員が2つの事業を行う一体化というのは考えられないのではないのでしょうか。それなのに、放課後子どもプランでは、一体的な推進という枠組みがされていることが、混乱の大きな要因であります。

また、放課後子どもプランは、学校内での実施が骨格となっていることから、場所の

確保についても困難が生じています。

こうしたことから、関係者からも、学校内に無理に囲い込まない、地域を安全で豊かなものにする視点での推進が求められています。国はこうした状況を理解し、実態に合った取り組みが進められるよう市町村に対して支援をしていくべきです。また、自治体としても、出来るところから実施をしていく。そして、市町村の実態とかけ離れた国の方向性については改善を求めていくという姿勢が大切だと考えます。

現在、斑鳩町では、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育については早くから実施されていますが、放課後子ども教室については現在実施されていない状況です。ですから、この放課後子ども教室をどのように実施していくのかということが、斑鳩町にとって大きな課題であると思います。

先ほども述べたように、2つの事業の目的は異なりますので、それぞれの事業をその趣旨に沿って個々に充実を図っていく、そしてその中でお互いの事業の連携を図っていくという考え方が大切だと思います。

そこでお尋ねしたいのですが、これまでの質問に対し空き教室がないということで答弁されていましたが、例えば体育館や校庭を利用し子どもたちにスポーツや遊びの場を提供することは可能であると考えます。また、学校内にとらわれず、空き教室がなければ公民館などを利用することも可能ではないでしょうか。運営に当たっては、クリアしなければいけない課題が多々ありますが、子どもの健全育成に必要な施策でありますので、ぜひ今後これらにつきましても前向きに検討し実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 質問者もおっしゃっていただいているように、当町には今のところ小学校では空き教室がないということでございます。そうした中で、体育館あるいは校庭を使つての活動はどうかということでございますが、そうした体育館や校庭を使用するの遊び、スポーツなどの活動を考えるところでございますが、各学校における放課後の学校のクラブ活動の関係、あるいは学校の施設管理の問題、そして子どもの下校時の安全確保など、解決すべき課題もあるというふうに考えております。これらのことを含みましてアンケート調査を実施していきたいというふうに考えております。

なお、質問者のおっしゃっていただいておりますように、公民館を使用するというようなことも可能ではございますけれども、学校から公民館までの経路についての安全確

保が難しいのではないかなというふうに思っているところでございます。

こういったことから、アンケート調査によりまして、そのニーズが高くても、コーディネーターあるいはアドバイザーの確保等受け皿づくりにつきましても、学校あるいはPTA及び地域ボランティアの皆さんとも十分協議する中で慎重に検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） やはり、教育長がおっしゃっていただきましたように、今、とてもやっぱり子どもたちにとって安心とは言えない状況が地域の中にもございますので、そうした問題についてやはりクリアしていく、そのところはしっかりと考えていただきたいと思いますが、ぜひやはり出来るところからやっていく、この視点でもって斑鳩町も今後取り組みを前向きに進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

また、このように各自治体でも同じように難しい状況もありますが、既に平成19年度、今年度から県内で事業を実施している市町村もございます。そうした市町村の現状について、どのように把握をされているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在、県内におきまして放課後子ども教室の推進事業を実施されておりますのは、奈良県下で8市町村でございます。市では、奈良市、生駒市、大和郡山市、葛城市、香芝市の5市、そして町では、広陵町、上牧町、安堵町の3町でございます。

こうした中で、それぞれの市では、週に1回から2回程度というのが非常に多くございまして、そしてまた市立学校の中でも、全校をやっているというのは非常に少のうございます。大和郡山市と葛城市、広陵町あたりが全小学校で実施していると。その3市町程度でございます。あとは、全校のうち何校かずつということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私の方もこの資料につきまして担当課の方でいただいておりますが、お隣の安堵町では、以前より行っていた事業、これは多分地域子ども教室推進事業であると、この放課後子ども教室の前進である事業をそのまま放課後子どもプランに移行したというふうに思うんですけれども、ほかの自治体では今年度から実施しているというのがほとんどでした。

今、教育長おっしゃっていただきましたけれども、例えば開催にしても週に1回から2回、そして規模につきましても、このプランについては全児童が対象ということになっていますけれども、実質やっぺいこうと思うと、募集としてはそんなに、いきなり全部を対象にスタート出来ていないのかなというのが実感であります。1教室当たりの募集人員も20人から30人。それぞれ、広陵町では5校中5校ですが、上牧町では3校中1校、しかしその中で2教室実施されているということで、状況としてもまちまちではあります。

これまで、全児童を対象にということで教育委員会の方でも検討をいただいていたというふうに、そのことについてはいいんですけども、募集したらものすごい数来るんではないかということで、対応をどうしようというふうに考えておられる状況があったのかなと、私も担当課の方とお話をさせていただく中で、そういう状況があるなど心配もしていたんですけども、やはりまずはやってみる。そうすることによって、斑鳩町の実態というのがだんだん明らかになってくるとは思いますので、特にアンケート調査、これからやっぺいただきますけれども、その調査結果を十分に把握、ご検討いただいて、今後の取り組みについてぜひ前向きに進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

この放課後児童クラブとは、先ほども言いましたが、いわゆる学童保育です。以前にも一般質問させていただきましたが、希望するすべての子どもを斑鳩町は受け入れているという姿勢については、評価をさせていただいております。しかし、現在、町内の施設では、定員を超えて一杯になっているという現状を心配する声もあります。こうした状況は全国的にも確認されており、そのような現状の改善を求める保護者等の声にこたえ、先日厚生労働省の方から、放課後児童クラブガイドライン案が発表されました。

その主な内容は、放課後児童クラブにおける集団の規模は、概ね40人までとすることが望ましい。1放課後児童クラブの規模は、最大70人までとすること。さらに、子どもが生活するスペースについては、児童1人当たり概ね1.65平方メートル以上の面積を確保することが望ましいなど、詰め込み状態になっている施設の改善を求めるものであります。

町として、このガイドラインを受け、現在斑鳩町の現状と照らして今後どのように対応をしようと考えておられるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 6月議会のご答弁と同じような形の答弁となりますが、お答えをさせていただきます。

平成19年9月1日現在、斑鳩学童保育室は122人、斑鳩西学童保育室は47人、斑鳩東学童保育室は78人、計247人が登録をされております。各学童保育室とも定員を超えて受け入れているのが現状でございますが、通常、各学童保育室では、登録者の6割から8割の利用となっております。

また、指導員の数につきましては、斑鳩学童保育室が7人、斑鳩西学童保育室が3人、斑鳩東学童保育室は5人、計15人の指導員が、子どもたちが楽しく豊かな放課後を過ごすための生活づくりをサポートいたしております。

開設時間につきましては、条例上、平日、放課後から午後5時までとなっておりますが、保護者の労働時間等を考慮して、最長午後6時30分までとし、土曜日及び夏休み等の学校休業日におきましては、保護者の要望等により、午前7時45分から午後6時30分まで開設をしております。

また、入室資格につきましても、条例上においては小学校4年生までとなっておりますが、子どもにまつわる犯罪が急増し、子ども1人では留守番させられないという保護者からの強いご要望等から、待機児童を出さない方針で、現在、事情がある場合には5年生、6年生の児童も受け入れており、学童保育室の充実を図ってきたところであります。

こういった状況の中で、質問者がおっしゃいますように、確かに手狭と言えば手狭でございます。今後、学童保育室の運営につきましては、放課後子どもプラン運営委員会において、大規模学童保育室の解消等も含めまして今後アンケート調査等検討はされるというものでございますので、教育委員会等関係機関との連携協力のもと、今後も学童保育室のサービスが低下することのないように学童保育室の充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 斑鳩町は、近隣の自治体の中でも、学童保育につきましても先進的に取り組みをされておられますので、その点については評価をさせていただいております。答弁の中で、放課後子どもプランの進み方等の兼ね合いも考えて対応を図っていきたいとおっしゃっていただきましたが、先ほども申し上げましたように、放課後子

ども教室の方がスタートしてもいきなり全児童を対象になるような規模でスタート出来るのかなというところについては不安も持っていることから、やはり2つの事業については、個々の充実を図っていくという考え方を基本に持っていただいて、学童で言いますと、特に斑鳩小学校ではかなりの人数になっていますので、新たに場所を確保していかなければいけないという大きな問題があるかと思いますが、その点につきましても、今回のガイドライン案の中で、それにプラスして予算措置についても厚生労働省の方から発表がされていると思います。建物については、1,400万円でしたっけ、補助が出るようなことも書いておりますので、そうした国の補助も十分に生かして、今後、町内の子どもたちに十分なサービスが提供出来るよう、今後の放課後子どもプランの動向と調整しながら検討をしていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。次に、いかるがパークウェイについてお尋ねをしたいと思います。

この事業につきましては、既に何十年とかかっている事業ですが、いまだに反対住民の声も強く、住民の皆さんから、現在の状況はどうなっているのか、また今後どうなっていくのかと尋ねられることが多々あります。そうしたことから、今回、現在の状況と今後の見通しについて確認をさせていただきたいと思えます。

まず、今の段階で、事業全体の見通しについてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） いかるがパークウェイについての事業全体の見通しについてということでございます。

いかるがパークウェイにつきましては、幸前から三室交差点までの4.7キロメートルの路線でありますけれども、国におきましては、事業効果ということから、区間を定めて事業に取り組みしております。現在は、県道から西側の区間につきまして順次事業が進められているところでございます。東側の幸前から県道大和高田斑鳩線の間につきましては、現在具体的な進捗はないという状況でございます。

事業を進められている区間についての状況を説明をさせていただきますと、まず平成16年の3月には、小吉田のモデル区間400メートルが完成をいたしました。現在は、用地買収の完了がほぼ見えてきました稲葉車瀬区間において、工事着手の準備として文化財の発掘調査が実施されております。秋の渇水期以降には、橋梁の工事が実施される

予定とされております。

このように事業が進展をいたしていることから、国では、事業効果を早期に発揮出来るよう稲葉車瀬から三室交差点間の道路構造についても検討が進められることになっておりまして、今後計画の策定に際しましては、地元の皆さんとも十分協議しながらまとめていきたいと、このように考えております。

さらに、服部川左岸、モデル区間の東側ですけれども、そこから県道大和高田斑鳩線区間、820メートルございますけれども、平成19年の1月に地権者並びに関係者の皆様方に対しまして事業の説明を実施いたしまして、2月5日に幅杭設置も完了をいたしております。

このように、県道大和高田斑鳩線から三室交差点までの間につきましては、具体的に事業が進展しているところでございます。また、国では、三室交差点から王寺本町までの現国道25号につきましても、現在検討を行っていくということで聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に、その下ですが、このパークウェイ道路につきましても、もともとが国道25号線から同じく国道25号線につなぐバイパス道路であります。以前から、完成しても渋滞解消にならないのではないか、こうした疑問の声を住民の皆さんからお聞きしています。

そこで、渋滞解消になる根拠について、出来ましたら交通量などの数字も含めて具体的にお示しいただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） いかるがパークウェイの交通量の関係でございますけれども、計画交通量は、現状のもので説明させていただきますと、平成11年の道路交通センサスの交通量の実測値をもとに、将来、平成42年でございますけれども、予測交通量を推計をいたしまして、いかるがパークウェイや他の一定の周辺幹線道路そのものが完成された状態の道路網を想定して交通量を設定をされてございます。それぞれの道路が完成した結果として想定をしておるものでございまして、その状況から見てみますと、いかるがパークウェイの交通量は1万から1万4,000台、これ1日でございますけれども、そして現国道25号の交通量は日1万3,000台ということで予測をされて

おります。現在の交通量は、1万8,000から2万8,000台ということでございますので、現25号の交通量は減少をし渋滞も緩和されるというものと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません、今、数字の方おっしゃっていただきましたけれども、現在25号線を通っている車が約2万8,000台、完成した暁には1万3,000台とおっしゃいましたけど、これは間違いはないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 予測数値としてその数値が計算されております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ちょっと私の認識が間違っているのかもしれませんが、パークウェイの方に、25号線の方から車がそちらの方に移るのは約20%とお聞きしていましたが、その認識は間違いですかね。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほど説明させていただきましたように、このいかるがパークウェイのほかの一定の周辺の幹線道路そのものも整備された段階での交通量ということでございますので、パンフレットにも2割という書き方はされておりますけども、この予測数値というのは、平成42年の予測数値をもとに算出された形ということでございますので、実質、今、2万8,000台から1万3,000台ということになれば、半減するというような状況になるということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それについてはわかりました。

あと、これも住民の皆さんから声をお聞きするんですけども、新しくパークウェイが完成した暁には、大きい新しい道路が出来るということで、ほかのルートから車を呼び込むことになるのではないかと、そうした疑問の声をお聞きいたしますが、町としてはこの点についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほども申し上げましたように、将来予測交通量といいますが平成42年ということで説明をさせていただきました。そうした結果が、いかるがパークウェイが1万から1万4,000台、現国道25号が1万3,000台ということでございますので、ほかから呼び込むとか、そういうことも含めた全体の予測数

値ということでございますので、特に呼び込むとかいう状況にはなっていないのかなど、このように思います。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、ご説明いただきましたけれども、このパークウェイ道路については、やはりいまだに住民の方から反対の声が強くあるということで、なかなか住民合意が得られていないという状況について、そのことがやはり一番問題であるというふうに思います。住民の方からいただいた渋滞解消にならないという意見も含め、いまだに住民の合意が得られていない状況ですので、今後計画の見直しも含めて住民合意が得られるよう努めていただきますよう強く要望しておきたいと思います。

それでは、3つ目の民間委託について質問をさせていただきます。

①つ目に学校給食についてであります。

斑鳩町では、自校方式を守りながらも、現在、斑鳩南中学校で給食の調理・洗浄業務について民間委託を行い、民間業者による運営が行われています。この学校給食の調理・洗浄業務を民間委託することについては、以前にも一般質問させていただき、委託に当たっての問題点などを指摘させていただきました。その後の運営状況について、どのようなになっているのかと気になっていたところ、今回この9月議会にも新たな委託を行

いたいということで提案がされてきましたので、あえて質問をさせていただきました。

これまで、他の議員や、また保護者などからも色々指摘がされていた点について、その後問題が生じていないのかどうか。また、現在町として、調理・洗浄業務の民間委託についてその後どのように評価をされているのか。さらに、今後の取り組みについてどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、議員のおっしゃっていただいておりますように、導入に向けての当初にご質問いただいた内容がございます。5点ほどあったと思うんですが、それに沿って、今どうなっているのかということについて説明を申し上げていきたいというふうに思っています。

19年の4月から学校給食の調理・洗浄業務の民間委託を南中学校で導入をさせていただきます。そして、4月から7月までの3カ月の経過につきまして報告をいたしたいと思います。

全体的に、契約書、仕様書及び調理業務等作業基準等に従って調理・洗浄業務は遂行され、安全な給食を提供をいたしております。

具体的に申し上げますと、調理業務につきましては、学校栄養職員が受託会社調理員に、事前に献立、あるいは調理方法、作業工程の説明をいたしまして、受託会社調理員が献立表及び指示書に従い調理に当たっているところでございます。食材につきましては、従来どおり学校栄養職員が発注しております。また、契約書類にアレルギー対応食に対応することを明記しておりまして、指示書には「アレルギー対応食指示書」をあわせて記載する書式となっています。学校栄養職員からの指示書によりまして、これまでどおり食物アレルギー反応のある児童には特定の食材を除去する、調理工程の一部を変更するなどの配慮をこれまでどおり受託会社により実施をしているところでございます。

また、洗浄業務につきましては、使用した食器等を洗いまして、「斑鳩町のごみの分け方・出し方」に従い分別し、作業後直ちに清掃を行うこととし、衛生管理に当たりましては、厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省作成の「学校給食衛生管理の基準」に従いまして、確実に衛生管理を行うことを義務づけております。

さらに、斑鳩町では、「調理業務等作業基準」を学校栄養職員と教育委員会が協議いたしまして平成18年11月に作成をいたしております。この基準に、調理・洗浄等の一連の業務に関する基準を詳細に盛り込みまして、受託会社に対しましてその遵守を義務づけておるところでございます。これまでと同様、あるいはそれ以上の衛生管理水準を受託業者に義務づけているところでございます。

具体的には、学校栄養職員が日々給食室で立入検査を実施いたしております。調理方法や食材の管理、食器の洗浄、あるいは消毒、施設の清掃等について、改善点がある場合は業務責任者に対しましてそれを伝え、改善を求め、確認を行っております。また、職員配置等全般的な業務に関します指導や研修参加要請等は、教育委員会事務局が受託会社担当者に、口頭あるいは文書によって通知を行っております。

このことによりまして、民間委託後も、調理業務等作業基準の遵守と学校栄養職員等によります指導により従来どおりの業務を遂行しており、営利のみの追求にはなっていないというふうに考えております。

そしてまた、地産地消の推進ということで、学校給食調理・洗浄業務の導入との関連についてご心配いただいておりますけれども、食材発注につきましては、従来どおり

学校栄養職員が発注しておりますが、これまでと同様小中学校とも発注先を決める前に、大体20日ほど前でございますが、翌月に必要な品目を提示いたしまして、農業振興会は納品可能と回答があったものについて発注をしているところでございます。学校給食としても、斑鳩町農業振興会に出来るだけ発注いたしまして、地産地消を引き続き努めているところでございます。

保護者や、また教員、学校栄養職員の声の反映についてでございますが、PTAの代表者が出席いたします斑鳩町学校給食運営委員会におきまして、委託の動きを随時説明、報告をいたしております。また、9月18日には、給食運営委員会の委員等PTAの役員による試食会を実施いたしまして、受託会社職員も出席し、意見を聴取し、改善点等あれば改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、学校栄養職員とは、調理業務等作業基準の作成及び契約書類の検討を重ねまして、平成19年度の入札契約を実施しておりますが、さらに今年の8月には、学校栄養職員と共に19年度の契約書類の点検を行いまして、20年度に向けての準備を進めているところでございます。また、契約内容の遂行及び受託業者への指導に当たり、学校栄養職員と密接に連携をとって実施をしているところでございます。

委託後、調理従事者と児童生徒の心のふれあいを守っていくのかということでご心配いただいておりますけれども、仕様書に「学校給食が、教育の一環として実施していることを理解し、児童生徒とのあいさつ、声かけなど心のふれあいを大切にするよう努めること。配膳室等に児童生徒が食器、食缶を取りに来る時及び返却に来る時には、配膳室等で声かけを行いながら受け渡しを行うように努めること」と具体的に明記しております。斑鳩南中学校では、仕様書に従いまして、これまでどおり生徒との心のふれあいを大切にして給食の運営を進めているところでございます。

このように、1学期間の経過を見る中で、従来どおりの給食運営が実施出来ておりますことと、平成19年度におきましても臨時職員に応募者が少なく、二次募集を行い採用いたしましたけれども、給食開始直後に臨時職員の退職が続きまして補充職員が見つからない等、学校給食に係る人員確保が難しい状況が続いておりますことから、平成20年度には斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校で学校給食調理・洗浄業務の民間委託の導入を行い、より安定した人員を確保し、安全で楽しい給食を提供してまいりたいと考えておるところでございます。このために、9月議会におきまして、入札及び契約のための債務負担行為の補正予算をお願いしているところでございます。

なお、斑鳩小学校につきましては、20年度も引き続きまして町職員によります従来どおりの学校給食の調理・洗浄業務を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、聞かせていただく中で、以前に指摘をした事項については、サービスの水準を下げることなく対応いただいているのかなというふうに少し安心をいたしました。また実際に4月から始めまして1年たっていないという状況ですが、他の自治体で実施をされている状況なんかをお聞きしますと、やはり何年かたってくると、業者の方にもなれが出てきて、そうしたところからトラブルにつながっているという状況もお聞きをしており、やはりこの民間委託については心配される点というのがまだまだ残っております。今回の新たな委託につきましても、もう少し斑鳩南中学校での取り組みについて、経過を見させていただきたかったというのが正直なところです。

今回、新たに小中3校の調理・洗浄業務の委託を行うに至った経緯として、臨時職員さんを募集したが集まらなかった、また退職者が出たということですので、状況については理解をしますけれども、そのことについても心配な点があるというふうに考えています。学校給食というのは、やはり子どもたちが毎日食べるものでありますし、先ほど申し上げましたように、今後の運営についても心配される点があることから、その辺を十分に留意していただいて、今後の経過につきましても、ぜひ議会に対して報告いただきますよう強く要望しておきたいと思っております。

そうしましたら、次に、町行政全般に対する今後の民間委託の考え方についてということでお尋ねをしたいと思います。現在、国の方から、行政改革の中で民間委託を推進する一定の考え方が示されていますが、斑鳩町は今後どのような考え方でそれらに対応しようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 斑鳩町としての民間委託の考え方についてのご質問でございます。

まず、全国的な動向といたしましては、質問者もおっしゃいましたように、総務省の方から地方自治体向けに出されました「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」におきまして、「公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことが出来るものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置

を講ずること」とございます。

これにつきましては、国、地方ともに真に行政として対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現することが求められているという考え方によるものでございます。

次に、そうしたことから、当町におきましてでありますけれども、第3次斑鳩町行政改革大綱の中で、「外部委託等の推進」といたしまして、行政の責任の領域を明確にしながら、効率性及び経済性等も考慮しながら、民間企業、住民団体等に外部委託を推進すると掲げております。

ただ、外部委託の前提といたしましては、住民サービスの向上と行政責任の確保という条件を踏まえ、サービスの受け手であります住民の皆様喜んでいただけるように、業務ごとに町の管理が行き届く体制を十分検討した上で、民間委託の導入については検討をしてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ただいま部長の方から町の考え方として、行政の責任の明確化、さらに行政責任の確保ということでおっしゃっていただきましたので、一定国が言うように、民間に出来ることは民間にと、言うたら何でもかんでも民間委託していくようなそういう考え方ではないということであったと思いますので、その点は安心をいたしましたけれども、先ほど学校給食のところでも心配な点があると申し上げた募集について、人が集まらなくなっているということでもなし崩し的に委託へ進んでしまうというような状況が今後起こってくるのではないかという点について非常に心配をしていますけれども、その点についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 先ほどご答弁をさせていただきましたように、なし崩し的にいうのではなくて、やはりその業務、業務について、先ほどの業者の責任、またその領域を十分検討して行ってまいりますので、その都度議会にご相談申し上げながら慎重にやっていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そういふことでしたら、ぜひ、その都度議会にも報告をいただけるというふうにおっしゃっていただきましたので、そのようにしていただきますようお願いをしたいと思いますけれども、今現状としては、だんだんと職員の数が少なくな

っていくという中では、これまで以上にやはり人材確保、そして人材育成という視点が非常に重要になってくるというふうに思います。この点につきましては、今年の3月議会で、臨時職員の賃金が一律カットされたことについて色々と申し上げましたけれども、今回の募集しても人が集まらなかったという現状も目の当たりにして、今後の人材確保、人材育成について、住民サービスの水準を守るという点からとても大切であることから、現在でも人材育成ということについては、職員の研修を行うなど力を入れていただいていますけれども、人材確保については、逆に人が少なくなっている、離れていっているという実態があるのではないかというふうに思っています。それにつきましては、やはり賃金カットのことも少しお聞きしていただきますけれども、今後、非常に大切になってくる人材確保、人材育成という点について、お答えいただける範囲で結構ですんで、町長の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、絶えず人材育成、人材確保というものを考えながら十分やっておるわけでございます。必ずしも私は、賃金が上がったから人材が確保出来るかということよりも、私はやっぱりその職種、仕事が好きでなかったらなかなかそう簡単にはいかないと思います。私は、今、限られた職員共々が力を合わせながら、私は非常によく活動、行動をやっていただいているなと思っております。この間の8月の29、30、31日の大雨の関係等、あるいはこの間の9月の4日でしたか、そういう関係等についても、速やかに警報が出たら職員が役場へやってくる。そして、まず現地を見に回るという状況等、やはりそういう点についても非常に頑張っている。

あるいはまた、担当課等によっては、いかるがパークウェイとか、あるいは三代川の河川改修、あるいは天理斑鳩の関係等についても、やはり県と、あるいは国との関係等については、絶えず接触をしながら、出来るだけ住民のご理解を得ながら用地買収をしておるというのが現状でございます。私は絶えずそういう点では、国の関係においても、奈良国でも、あるいは郡山土木でも、特に職員がそんだけの対応が出来るかといいますと、そう簡単には出来得ない。しかし、やっぱり町の事業、町がその現状、国の関係等、あるいは県の関係等協力をしていくということから、非常に努力をいただいております。ということで、職員共々健康にご留意いただいて非常に頑張っておる現状でございます。

私は、そういう点からも、やっぱり今後そういう職員等についてこれからも伸ばして

いきたいし、また今後平成20年度につきましても、職員採用をこの9月16日に第1次試験をさせていただくということについても、60人近く応募があるということが、近隣と比べますと非常にやっぱり斑鳩に希望する方が多いということが、それだけの魅力があるのかなということでございます。

いずれにいたしましても、やっぱり職員が一番大事でございますので、私はやっぱり職員共々力を合わせながら、また副町長、あるいはまた教育長と力を合わせながら職員を管理育成をしていくことが我々の務めだと考えてます。今後ともひとつ皆様方のお力添えをいただきながら、職員にまた色々とアドバイスをいただいて勉強させていただく機会を与えていただきたいと思いますと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ただいま町長おっしゃっていただきましたように、本当にね、今回の洪水のことに關しましても、職員の皆さん遅くまで色々対処に当たっていただきまして、また引き続きの議会の中で本当にお疲れの中ご苦勞をいただいているというふうに思います。

さらに、町長につきましても、人材の確保、育成に力を入れていくという姿勢を見せていただいたというふうに思うんですが、1つだけやっぱり、正規の職員さんに関してはそのような視点で今いけているのかなというふうに思いますが、やはり臨時職員さんの中で、同じ仕事をしていながら何でボーナスがないんやということについては、やはり声をお聞きいたしますので、その点について今後十分に配慮した対応をしていただきたいと思いますというふうに、この点だけではないですけども、要望をしておきたいというふうに思います。

次に、それでは4番目、教育問題についてということでお尋ねをいたします。

まず、質問に当たりまして、今議会の本会議初日に教育長が再任されましたが、これまで何年も続けてこられたベテランであり、豊富な経験を生かした手腕にさらに期待をいたしたいということを申し上げて質問に移らせていただきます。

先日、9月1日の新聞報道で、中央教育審議会が学習指導要領の改訂を行う方針であるという記事が掲載されました。具体的には、小学校における主要教科の授業時間を1割増やし、高学年では英語・外国語の授業を週1回実施。また、その一方で、総合的な学習の時間は、週3回から週2回に減らすとのことでした。これによって、小学生が6年間に受ける授業は、現在より280回、210時間増えることとなります。文部科学

省は、年内に中央教育審議会での合意内容をもとに、学習指導要領を改訂する方針とのことであります。

中央教育審議会の合意案によると、小学生の思考力と意欲を高めるため、既存の「生きる力」を育てる教育方針に、また「活用する力を育成する方針」を学習指導要領に追加する方向です。そのために、小学校低学年では、国語、算数、体育の時間をふやし、中学年では観察力を育てる理科の授業をふやすほか、高学年では社会の授業時間数を増やすとしています。

このように、これまで授業時間を減らすという方針で進んできた日本の学校教育方針が、今後授業時間をふやす方向へと転換されるということです。現在でも、先生が、子どもたち一人ひとりに対してなかなか行き届いた対応が出来ないという状況があるにもかかわらず、国の方針の変動によってまた教育の現場である学校に混乱が生じるのではないかと考えますが、町としてはどういった考え方で今後学校教育を進めようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、国の方で教育基本法の改正から、あわせまして色んな関連の法律の改正の準備に入っておられるところでございます。しかし、本町では、これまでの学校教育におきまして、人間尊重の精神を培うことをもとにいたしまして、家庭や地域社会の連携を図りながら、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に努めてきたところでございます。

この原点に基づきまして、社会状況や子どもたちの生活実態の変化、あるいは価値観の多様化などに伴います様々な課題に柔軟に対応をし、創意工夫を続ける教育活動を進めることが大切というふうに考えているところでございます。

とりわけ、いじめにつきましては、人権を侵し、時に命さえ奪うものでございまして、絶対に許されないこととございます。そういう強い覚悟で臨まなくてはならない問題であるというふうに考えております。その防止や解決のためには、子どもたちの小さな変化を見逃さずに迅速に対応することはもちろんのこと、日ごろから学校生活のあらゆる場面で、思いやりの心、あるいは命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性を育むことが大切であるというふうに思っております。また、園、学校だけでなく社会全体で子どもたちを育てていくことが大切なことと考えておりまして、今後もこれらを本町の教育の基本といたしまして取り組んでいきたいというふうに

考えております。

また、斑鳩町独自の取り組みといたしまして、小中連携教育の取り組みを継続し、小学校から中学校への移行期におきます学習環境、人間関係等のつまずきを防ぎまして、不登校の減少につなげてまいりたいというふうに考えております。また、小中連携教育の中で、小中学校9年間を一貫して、斑鳩の地域に学び郷土を愛する心を育むと共に、「生きる力」を育ててまいりたいというふうに考えております。

国においては、平成18年12月15日に教育基本法が改正されまして、現在新しい教育基本法の理念を実現するために、関係法令の改正作業が進められております。学校現場では、熱い志を持って子どもたちが安心して楽しく学び育つことのできる学校づくりなどを目指しまして取り組んでいるところでございます。そして、人格の完成、あるいは個人の尊厳など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は継承しながら、公共の精神や伝統と文化の尊重など、時代の変化と共に必要となっている事柄を明確に定められると考えているところでございます。

また、教育基本法を受けて、文部科学省は学習指導要領の改訂の基本的な考え方と教育課程の枠組みを中央教育審議会に諮問されまして、先日中教審の部会の素案が示されました。先ほど議員も申されたとおりでございます。

その内容は、新聞報道によりますと、全授業時間数を5.2%ふやしまして、小学校低学年では、学力や体力づくりの基礎となる国語、算数、体育をふやす。そして、中学年では、これらに加えて観察、実験を行うための理科をふやしていく。そして、高学年では、算数、理科を重視いたしまして、社会についても中高学年で若干ふやしていくということでございます。そして、高学年の総合学習で週1時間減らして英語活動を取り入れるというものでございます。

なお、斑鳩町では、小中連携教育におきまして英語学習を、月1時間程度でございますが、4年生から6年生まで実施いたしております。英語を音から学習することで、子どもたちが英語を楽しんでいることが出来、中学校での英語学習を円滑に進めることが出来るといった効果を上げているところでございます。

そして、学習指導要領改訂の情報が飛び交いまして、現場の教職員の混乱が生じないよう、情報提供や研修を行いながら、実施されるまでの間斑鳩町の教育方針を基本といたしまして教育活動に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、少人数指導についてでございますが、学校、学年の実態にかんがみ、小学校で

は算数、国語を、そして中学校では英語、数学で少人数指導を取り入れております。この実践につきましては、保護者より、学級懇談会等でよい評価を得ているというところがございます。

そして、その少人数授業によります加配でございますが、斑鳩小学校に3人、西小学校1人、東小学校1人、斑鳩中学校2人、南中学校1人、こういった先生方が加配をされているところでございます。

町といたしましては、30人学級、あるいは35人学級といった少人数学級を町単位でということは考えておりませんで、少人数授業の実施を進めていきたいというふうに思っています。

終わりに、斑鳩町では、小学校、中学校を通しまして道德教育の研究実践を行っておりまして、その内容は、和の精神を大切に人としての生き方を考えさせると共に、郷土斑鳩を尊び、郷土斑鳩への誇りや愛情を育む道德教育を充実させているところでございます。子どもたちが大きく世界へ羽ばたいていった時に、育った郷土斑鳩を自慢出来る子どもを育てていきたいというふうに思っています。この一環として、11月24日にいかるがホールで「道德教育フォーラム」を開催し、子どもたちの実践発表も予定いたしております。子どもたちの生き生きとした発表を見ていただければ、斑鳩町の教育の成果をよくおわかりいただけるのではないかとこのように思っておりますので、当日ご参加いただければありがたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、教育長おっしゃっていただいた中で少し気になる文言もあったんですけども、町として考え方をしっかり持っていただいて学校教育を進めていただいているというふうに受け止めました。

ただ、その中で、少人数指導についての取り組みについてふれられておりましたけれども、これまでに一般質問等で取り上げさせていただき、また強くその実施の要望をさせていただいている少人数学級については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、斑鳩町の1学級の状況でございますが、それぞれの学校ごとには今持っておりませんけれども、小中学校で合せまして72学級ございます。そのうち、36人から40人学級が16.7%でございます。そうした状況でございますの

で、現在のところ、30人学級、あるいは35人学級という学級編制については考えていないということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今後、学習指導要領が改訂されていくとなりますと、授業時間がふえ、子ども一人ひとりに対して先生がかかわる時間がどんどん減っていくことになるのではないかと。そういった意味では、本当に先生もしんどくなるし、また子どもたちも、授業の方は充実をするのかなというふうに、ちょっとその辺はわからないんですけども、ただ日常生活、学校生活の方につきましてどのような影響が出てくるのかなと。その辺についても非常に心配されます。

そういったところから、現場の先生からも声が出ていますけれども、なかなか授業だけでは子どもの生活全体を見通した指導がしにくいという声も上がっており、また国の方といたしましても、予算化こそされなかったけれども、少人数学級を推進するという考え方が述べられておりますことから、今後やはりそうした国の方の方針が変わっていく、転換される、その時期に、ぜひ少人数学級の実効性についてより研究をしていただいて、実施出来るようでありましたらぜひ実施をしていていただきたいというふうに要望いたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時29分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、私の一般質問させていただきます。

あらかじめ提出しております通告書に基づきまして、まず1つ目は、国道25号線の安全対策についてお伺いしたいということで、最近、国道沿いの家屋に走行中の車両が衝突する事故が多発しています。数日前にも、国道25号線猫坂付近の電柱に、トラックがノンブレーキで激突しました。そのまま民家の玄関先を壊すという事故がありました。

たまたま私がそこを通りかかりましたので、事故を起こしたトラックの運転手に事情を聞きました。運転手は、居眠りをしていたということで、大きな音で目がさめたら、電柱が根っこから折れていて、家に突っ込んでいたということでした。時刻は午後2時過ぎのことです。車は、フロントガラスが外れ、左前方部分は大破していました。幸い運転手や通行人、また家屋には被害は少なかったのですが、人身事故につながらずよかったと思いましたが、車から油がこぼれ出ていました。私は、一瞬火災が起こらないかと思いましたが、運転手にタオルか何か持ってるかということで、すぐに油をふき取るように指示しました。

警察官は、3人ほど来ておまして、事故の現場検証、あるいは大渋滞になってしまったので、渋滞を緩和するべく交通整理に追われておりました。渋滞はこれからはばらく続きました。25号線あの状態ですので、片方の車線がつぶれますと、相当両車線とも渋滞が続きました。

こういった事故が25号線沿いにたびたび発生しています。つきましては、安全対策について、何か良策はないものでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

近年、過去5年間で結構ですので、25号線の事故件数について、またそれは人身事故やったのか物損事故だったのか、また事故の原因についてはどうだったのかをお聞きします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 25号線の安全対策にかかわってのご質問でございます。

ご質問の国道25号におけます事故件数についてまずご報告をさせていただきます。この数字につきましては、警察署別、路線別発生状況ということで、西和警察署が管轄しております一般国道25号における事故件数、負傷者数の過去5年間の数字となっております。

まず、平成14年は、121件、死者数2人、負傷者が142人であります。そして、平成15年は108件、死者数1人、負傷者116人、平成16年は119件で、死者はございません。負傷者133人であります。平成17年は、101件、死者1名、負傷者113人となっております。平成18年は、95件で、死者はございませんで、負傷者109人でございます。ただいま申し上げました数については、あくまで西和警察署管内によりますもので、王寺町域も含んだ数となっております。

次に、物損事故件数でございますけれども、各署別、路線物の区分がございませんで、奈良県全体の件数となっておりますのでご了承願いたいと、このように思います。平成14年は4万2,930件、平成15年は4万2,312件、平成16年は4万2,688件、平成17年は4万1,331件、平成18年は3万9,617件でございます。

そして、その事故原因についてでございますが、警察署別・事故類型別発生状況によりますと、車両相互による事故につきましては、出会い頭、追突事故の割合が多く、車両単独事故においても、前方不注意や安全不確認が原因と思料されるものが大半という現状でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） かなりな数字で驚きましたんですけども、これは25号線全路線の件数並びに物損事故については奈良県全般ということで、例えば斑鳩町だけの統計はとれてないということでございますので、この事故、今もお聞きしたように、かなりな件数で、毎年追うごとに減ることなく推移していると思われるんですけども、やはり道路の形態とか、やはりモータリゼーションが余りにも発達したために、交通量が余りにも多いためにこのようになっているとは思うんですけども、事故防止のための対策について具体的にないものか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 事故防止のための対策についてのご質問でございます。

運転者の運転技術、運転モラルの向上は言うまでもございませんが、その当該事故のあったところについては、過去にも同様の事故も発生をしているということもございませぬ。そうしたことで、西和警察署と現場等確認しながら啓発看板等設置をし、運転者に対して注意喚起を行っているところです。

なお、先般の事故の関係で、その事故に遭われた方と直接面談もいたしました。そうした中では、早期にパークウェイの整備をしてほしいと、そして交通量の軽減を図ってほしいという要望もいただきました。そして、何らかの解決策、対応がないかということもお聞かせ願いまして、まず根本的にやるとすれば歩道設置をしていくというようなことになるわけですが、とても家屋連たんしているという状況の中で現状では難しいということも、本人さんも言うておられたわけですが、そうしたことで、その住宅前にポスト等注意喚起をするようなものをつけるというようなことで、本人さんも確認もされているところでございますので、早速奈良国道維持事務所にも要望いたして

おりまして、近々本人さんと設置場所等確認をしていく予定をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 25号線といえば、かなり前に、私が生まれる前に施工された古い道路でありますので、道路幅員も非常に狭い。例えば、車道と隣接家屋との間に歩道や、また縁石を設置して、車両が直接家屋に突っ込んでこないような対策は、机上論としては考えられますけども、今、部長お答えのように、やはり家が並んでおります現状を見ますと、簡単には対策を実現化出来ない状態であることは、十分私も承知しているところです。

しかし、事故現場に出くわしますと、周辺住民の安全安心確保のために何らかの対策はとれないものかと考えるところです。やはり、国道25号線の交通量の多いことが最大の原因と思われまます。これを緩和するために、一日も早くいかるがパークウェイ等の道路整備を進めていくことが最善の対策になろうかと思ひます。

25号線の安全対策も同時に進めていってほしいところです。昨年は、追手のバス停付近に念願の歩道が設置されました。付近住民は、随分と安全が確保出来安心出来たところです。このように、危険度の可能性の大的ところから随時改良を進めていく姿勢が大切と思ひます。

午前中、同僚議員からも質問があり答弁されましたが、いかるがパークウェイ道路が設置されることで国道25号線の渋滞が緩和される。数字的に1日当たり、今、国道25号線2万8,000台の通行量がパークウェイをつけることで半減すると、1万4,000台でしたか、約半減する計画であるとの答弁がありました。この道路が実現しますと、随分と交通事故も減少するなと再確認したところでありまます。

ここで、突然で申しわけございませませんが、改めていかるがパークウェイ整備の促進についての町長の心構えをお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ただいま浦野議員から、国道25号線の事故の問題から、特にいかるがパークウェイの問題でございませます。特にこの25号線は、当時、昭和47年に、この25号線現道では歩行者等が通行出来にくい、交通安全対策として25号の郡山斑鳩王寺線をバイパスということで、当時家村奈良国道所長が申されて、県もそれに賛同をしながら来たわけですけども、住民の中で反対と、あるいはまた促進という両論が出

てまいりまして、色々と長い年月をかかってやってきた。そして、昭和61年の4月から、ようやく道路検討委員会というものを、賛成も反対も、都市計画審議会の委員も交えて1年間やらしていただいた経緯もございます。

そういう中で、私はこの関係等については、住民合意を得るという、先ほどの質問者もおられますけども、とりあえずやはり私は、そういう形から色んな議論を申し上げて、当時共産党の野呂民平さんでも、そういう町長の意向は非常に評価をするということまでおっしゃっていただいて議論をしてきたわけでございます。

私はやっぱり、座長の高田先生が最終的に報告書を上げていただけてますように、困難性があってもやはりやっていかなきゃいけないということから色々と、当時建設省、今は国土交通省ですけども、そういう形で努力をしてまいりました。そして、住民の方々の中で、特にこのモデル区間というのが、小吉田の区間、特に小吉田の住民の方々は、あの狭い道で、本当に家の軒先まで当たるんだということから、特に国土交通省、奈良国道事務所の了解を得て、当時は色々と小泉内閣は聖域なき構造改革ということで、そういうことを見直すという中ででも、このいかるがパークウェイは非常にそういう有効性があると。

この関係については、議員さんとも近畿地建へも足を運んで、当時近畿地建の橋本鋼太郎局長は、とにかくやはりそういう問題をいつまでも議論するよりも、やっぱりこういう道については、新龍田道とか、あるいは龍田という一つのあれがありますから、そういうネーミングを当時の知事も交えて話をする中で、パークウェイという道を選んでこられた。そしてまた、奈良県知事もようやく重点項目に挙げていただいて、ようやく今日400メートルが平成16年3月にモデル区間が出来たと。そういう中で、色々と植栽等の関係の維持もいただいておりますし、色々とこの歩道の関係等についても、非常に大きな歩道であるということで評価をされてます。

その関係から考えますと、今現在、稲葉車瀬区間の関係、岩瀬橋まで、私は土地協力の皆さん方のご理解が得られて、発掘調査を今されてます。下部工の橋梁についても、近々発注をされるということも伺っておりますし、特に下部工の関係については、大塚さん、小西さんがご協力をいただいたということで、今、仮設の通学路も出来ておりますように、いずれにいたしましても、私はやっぱりこの三室交差点の関係から、あるいは大和高田斑鳩線まで出来るだけ早くしていきたいということで、奈良国道事務所も非常に積極的に動いていただけてます。

私は、一番問題は、反対をしておられる方々の地域のそういう土地を持っておられる方々が、町長、これは早くするんか、するんだったら私らこうして移転しなくてもいいけども、そのかわり出来るだけ早く我々のこのかかる部分については、とにかく早くしてほしいんだと、そして出来るだけ早く移転出来るような体制づくりをしてほしいというご要望、そして印鑑をつけていただいて、とにかく今協力体制をいただいております。

そういう関係から、出来るだけ早くやはりこの稲葉車瀬区間、岩瀬橋等、あるいは三室交差点、そしてまた大和高田斑鳩線まで、出来るだけ早く努力をして、部分的ですけども開通出来るような、また法隆寺線とあわせて開通出来るような環境づくりにしてまいらなかつたら、いつまでもこうして国道25号線の関係等については、やはり出来る部分からは歩道も確保いたしております。特に、先ほど浦野議員からも申されたように、追手のところも非常に事故が多いとこです。最近事故が少なくなっておりますけれども、あこは大概1年のうちに2、3件、あるいは3、4件の事故が必ず起こっておったという状況からも考えますと、歩道が出来て、交番所のとこの前も、本当にバスをおりてもうまく行けるということで、非常に住民の方々からも好評をいただいております。我々としても、あわせて25号線の歩道の関係、そして協力いただけるとこからでも歩道も設置をしていきますけれども、出来るだけやはりおっしゃっているいかるがパークウェイについても努力をして、国土交通省、あるいはまた奈良国道事務所に力を得ながら、そしてまた住民の方々のご理解を得ながら進めていきたいという気持ちを持っておりますので、今後とも皆さん方のご支援、ご協力をぜひともお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 町長のパークウェイ促進についての力強いお気持ちを聞かせていただきまして少しは安心したんですけども、この事故に遭われた家屋の方にしましては、これ1回じゃなしに去年も遭われているんです。去年は玄関先の西側をやられ、今年東側をやられたと。次は玄関に突っ込んで来るんじゃないかというようなことで、夜もおちおち寝てられないと。道路際の部屋もあるんですけど、道路際の部屋は寝室には使っていないと、いつトラックが飛び込んでくるかもわからないというようなことも聞かせていただいております。

追手の方は、おかげさんで歩道ができましたので、追手の地権者であります方も一安心ということで、追手の方は家が道路に接近しておりませんでしたけども、ブロック

塀が過去ありまして、ブロック塀に何遍も当たられてると、もう真ん中がくの字に曲がっておりました状態でしたので、私も安心出来るから歩道に提供しようかというふうなことで協力していただいて無事歩道がついたということなんですけど、やはり地権者の協力がないと歩道が出来ない。また、道路縁石をつけて、また電柱も退けてというようなことは出来ないと思うんですけども。

この間、飛行機事故がありましたですね。たしか外国の飛行機でしたけど、燃料が漏れておって飛行場で大爆発と。乗客は寸前に降りて全員無事やったということがありましたんですけど、トラック、乗用車といえどもガソリン、軽油を積んでおりますので、この事故に遭われた方がおっしゃってたんですが、浦野さんの油をふけという指示は的確やったということでおっしゃっておりました。8月の下旬でしたので、かなり気温も高く、その油は見ますとオイルでしたんですけども、ガソリンじゃなくてよかったんですけど、引火する可能性があるなど私ふと思いましたんで指示を出したんですけど、運転手もびんびんしておりましたのですぐ対応してくれたんですけど、軒下に油が漏れると、またトラックが突っ込んで火災が起こると、それで家が燃えてしまうということが起こるかもわかりませんので、非常に家に突っ込むような事故は、ほとんど運転手居眠り、完全に熟睡している状態が多いと思います。ブレーキの跡も全然なかったので、完全に居眠りしてましたということで当人は言うてましたんですけども、だから火の玉が家に突っ込んでくる可能性が大にあるということで、皆さんが例えば国道際に住まわれたとしたら、やっぱり切実な要望かと思います。私の家にその家屋の方が来られまして訴えておられましたんで、人ごととは思わずに、行政の方もこれから、もちろんパークウェイ進めていただきますけど、国道25号線におきましては、やはり道路形態としては非常にまずい、幅員も狭いしゆがんでいるし家と接近しているということで、今の時代にそぐわない道路形態でございますので、肝に銘じて危険箇所の度合いの多いところから改良を重ねて行っていただきたいなど。また、我々議員使っていただきましたら、地権者も存じておる方に対しては協力してくれということで歩かしていただきたいなど思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問です。安全な通学路についてということで、その①つに、法隆寺国際高校付近の歩道が貫通していない部分の安全確保についてということでございます。

富雄川左岸沿いの町道、富雄川沿いの堤防沿いの町道ですけども、その歩道の一部

に、いわゆる法隆寺国際高校に通じていく歩道なんですけども、一部分、20数メートルかと思うんですけども、歩道が設置されてない、いわゆる途切れている部分があります。当町からこの高校に通学されている高校生から、どうしてこの部分だけ歩道がないのか、歩道がないため車道に乗り出して通学しているが、通学時間帯は車両の通行量も多く、身の危険を感じながら通学している。また、ガードレール沿いに草がはびこると、より車道に膨らんで通行しなければならない。事故が起こるまでに何とか歩道を貫通出来ないかと申し出がありました。これへの取り組みについて、また過去の経過についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘の町道につきましては、平成8年度までに道路改良によりまして歩道の設置を行ってまいりました。しかし、ご指摘をいただいている箇所につきましては、地形上民有地の買収が必要となりますが、隣接民有地に住宅がございまして、当該住宅地への進入口ともなっております。歩道を設置することで進入口の確保が出来ないというような状況から、用地協力を得るのが非常に難しい状況となっております。そうしたことで、歩道が切れているという状況になってございます。ご理解を願いたいと思います。

なお、路肩の草刈りにつきましては、県及び町で年間3回実施しておりまして、通行の安全確保に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） この部分につきましては、道路沿いに民家が1戸建っております。道路と民家の敷地の高低差がかなりありまして、道路から民家の敷地に通じるスロープがつくられています。民家の裏側に倉庫が建ってまして、その倉庫への入り口かと思われまして、民家の玄関先の入り口はまた別の方にありますので、倉庫への入り口のスロープがつくられています。歩道を設置するには、このスロープを撤去しなければならない、いわゆる物理的に不可能となる現状であると、私も現地へ何回も行き理解しております。

しかし、過去にこの付近の交差点で人身死亡事故も発生したと聞いております。事故が発生した後、急遽その交差点に信号機が設置されたという経緯も聞いております。自転車通学をしている学生は、いつも危険にさらされており、特に雨や風の強い日もあります。風雨の強い日は、非常に身の危険を感じる時がたびたびあると聞いております。

この通学されているのは女性でありますので、余計それを感じておられると思われ
ます。

歩道設置に向け地権者とも交渉を今まで重ねてこられて、やはりそのスロープを撤去
とかいうことで交渉がうまくいかなかったということかなと理解は出来るんですけども、
今後交渉をまた進めていただいて、何とか安全安心な、同僚議員も昨日、あるいは今日
にかぎって、「安全・安心なまちづくり」ということでたびたび質問の中で言葉が出て
きましたですけども、やはり通学路の安全確保というのは非常に重要なことかと思われ
ますので、また折にふれこの地権者と折衝を重ねていただきたいなど。何でしたら私も
飛んで行って、地権者の方もわかっておりますので、お願い出来ないかなと思っておる
次第なんです。行政の方も色々とお忙しいとは思いますが、この歩道が設置出来ま
すことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

通学路の安全の第②番目ですけども、斑鳩小学校の通学路で、シルバー人材センター
出入口付近の安全確保についてということでございます。

シルバー人材センターの出入口付近の安全についてですけども、登校時と当センター
からの車両の出入りが重なるため、また付近の交差点の信号との関係で、非常に危険と
隣り合わせで児童が登校しているのが現状かと思えます。父兄の方から、せめて登校時
十数分間でも安全確保のため、名指しで失礼なんですけど、シルバー人材センターの方
のいわゆる業務に出発する車をしばらくの間止められないものかと、遠慮していただけ
ないものかという懇願がありましたんですけども、これに対しての対策についてお伺い
いたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） シルバー人材センター前の出入口があるわけですが、その前を
通学路といたしておりますことから、児童の安全を確保するために出入り時間の調整を
出来ないかというお尋ねでございます。

私たちといたしましても、毎年夏休みに実施しております通学路等の安全点検の中
でも言われておまして、本年もその実態を点検をさせていただいているところでござい
ます。このことについてシルバー人材センターの方に協力依頼をさせていただきまして、
シルバー人材センターとしても事故防止のためにも、朝業務に出る場合、これを7時3
0分には出るように会員に指導をいただくというふう聞いております。そしてまた、
資材搬入等で出入りされる場合におきましても登校時に重ならないように、そうした協

力をさせていただくと、こういうご返事をいただいておりますので、もう少し見守っていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほども申し上げましたが、シルバー人材センター様には大変名指しをしまして失礼かと思うのですが、この場所は以前から安全通学の確保のために重点的に取り組んでこられた場所でもあります。子どもたちも集団登校で、個人登校じゃなく集団で安全対策に心がけておられるとは思いますが、車と隣合わせで接触事故があっても不思議でない状態を見る中、またPTAの役員様から切実な要望もありましたので、今回あえて申し上げました。幸いシルバー人材センター様も、先ほどの答弁でありましたように、この点ご理解をいただいたということで、登校時間帯を出来るだけ避けて車を出入りしていただけると聞きましたので、本当に感謝申し上げるところでございます。

また、この際ですので、ボランティアで登下校時に安全見守りを続けていただいております斑鳩町のボランティアの各団体様にも、感謝申し上げるところではございます。やはり子どもを交通事故から避けるということは、最大限の努力をすべきということで、この問題は終わっておきます。

最後の3つ目の問題でございます。観光振興についてということで、国や県は観光事業に対して数値目標を立てて取り組もうとしているが、当町の取り組みはどのようなものかを問うということでございます。

国は、国内観光を活性化する目的で、昨年12月に成立した観光立国推進基本法に基づき、5年計画で訪日外国人観光客を2010年までに1,000万人にする。このほか、国内旅行については、1つに、1人当たり年間宿泊日数を2006年度の277日から4泊までふやす。2つに、旅行消費額を30兆円にするなど数値目標を掲げています。また、8月27日には、広域観光圏と地域観光圏の形成をしていく方針を固めました。これは、外国人観光客をターゲットに、複数の都道府県にわたる歴史や街道といったテーマ性のある観光ルートを1週間程度で周遊する広域観光圏の形成、それと地方都市に3日間程度滞在する、主に団塊の世代向けの地域観光圏の形成を意味しています。また、一方奈良県では、荒井新事体制のもとに、遷都1300年記念事業を目途に、観光立県を目指して観光ルートの整備、宿泊施設の増強等取り組もうとされています。歴史的な世界遺産を有する当町は、観光立町を目指して具体的に数値目標を掲げて取り

組んでおられるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩町の観光振興についてのご質問でございます。

議員がお述べいただいたように、国では観光立国推進基本計画を打ち立て、外国人観光客を平成22年までに1,000万人とすることを目標に、ビジット・ジャパン・キャンペーンを実施されております。また、奈良県では、平城遷都1300年祭を目途に、宿泊観光客の増加を掲げ各種取り組みを行っています。

しかし、斑鳩町では、観光協会と共に観光客誘致活動を行っておりますが、まだまだ法隆寺を中心とした拠点通過型観光が主流でございます。斑鳩町に少しでも長く滞在していただく回遊型観光に誘導していかなければならないと考えているところで、現在のところ数値目標を掲げての観光振興には至っていない状況でございます。しかし、より多くの方に斑鳩の里を訪れていただき、どのようにもてなしどのように産業として結びつけ経済効果を上げるかということで、観光関係者、商業関係者の皆さん方により、斑鳩町観光・商工まちづくり協議会を結成されまして、まさにこの問題について協議されているところでございます。現在は多方面で活躍されている講師をお招きいたしまして、8月から12月まで月1回のセミナーを開催し勉強されているところでございます。昨日も、第2回セミナーを開催されまして、議員にも参加していただきましたけれども、商工会、観光協会、そして町職員が出席をいたしまして、勉強、研修をさせていただいたところでございます。

今後、この協議会により、観光から斑鳩町の地域活性化について考えられ、施策を打ち出されていくものと考えているところであります。町も協議会に参加をいたしまして、商工会及び観光協会などと共に協議をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） ご答弁では、斑鳩町観光・商工まちづくり協議会を結成され、毎月第1木曜日に当役場にて大学の教授等の講師をお招きして、専門家の意見を聞きながら、何か新しい発想はないものか、斑鳩町の観光活性化の方策はないものかと協議中であるとのことでご答弁をいただいております。

私も、実は昨日のこの講習会に出席させていただき勉強させていただいたところでございます。観光の活性化には、行政のリーダーシップが問われるところですが、もちろん商業関係者や商工会等の協力も、車の両輪として作用していかなくは実現化しない

ものと考えております。そのため、こういった協議会で方向づけをしようと進められているものと理解いたすところでございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、国も県も観光活性化に向けて具体的に方策を提示し、また目標年度や目標数値を立てて取り組もうとしているのも事実です。国や県からのアプローチを待つ受け身ではなく、自発的に能動的に斑鳩から、観光ルートに斑鳩としての位置づけをしてくれとか、また色々な発想が出来ないものかと、斑鳩町から発信が出来ないのかと思うところでもございます。そういった動きをしていく中で一定の方策も見つかってくるものと考えるわけでございますので、今後こういった協議会の審議を期待するところでもございますので、よろしく願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） これから一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、男女共同参画社会推進施策について質問させていただきます。

男性と女性がお互いに人権を尊重しながらそれぞれの能力を十分に発揮出来る社会の実現をするために、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、12年に施行されました。しかし、価値観が目まぐるしく変化する昨今、ジェンダーやフェミニズムなどの語彙を象徴的にとらえた男女共同参画社会に対する批判が数多く展開されています。早くから男女共同参画実現の必要性を重視し、数々の施策を実行されている町長におかれては、これらの批判に傾倒したあげく凶らずも男女共同参画基本法の基本理念を踏みにじることはないであろうと信じるものであります。

そこで、ここ数年にわたり町長の施政方針の中でも重要な位置を占めている第2次斑鳩町男女共同参画社会推進施策の当初からの具体的進捗状況を教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 斑鳩町における男女共同参画の取り組みについてであります。かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取り上げたり、保育所や高齢福祉サービスを充実するなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてまいりました。国内外で女性問題への関心が高まる中、平成6年4月に総務部企画公室に女性施策担当を配置、同年8月には男女共同参画社会についての町民意識調査を実施し、本格的に男女

共同参画社会の実現を目指した取り組みを開始いたしました。

平成8年6月には、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画社会推進懇話会からの提言に基づき、県内町村では初めてとなる男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定いたしました。

その後、計画に基づき、男女共同参画社会づくりセミナーの開催、保育園での一時保育や延長保育の実施、学童保育時間の延長等の子育て支援の充実などに取り組むと共に、平成10年4月には、施策の進捗状況を管理し計画を全庁的に進めるため、斑鳩町男女共同参画社会推進本部を設置いたしました。

平成12年10月には、男女共同参画社会の形成に向けて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する斑鳩町男女共同参画社会推進委員会を設置、平成14年3月、計画の改定と「女と男が輝く未来計画実施計画」の策定を行いました。

平成15年5月には、女性に対する暴力をはじめとした人権侵害や女性が抱える様々な問題に対し、女性の立場に立って聞き、相談者みずからが問題解決の糸口を見つめることが出来るよう「女性のための相談窓口」を設置いたしました。

平成16年3月には、これらの取り組みをより一層推進するため、男女共同参画基本法の基本理念を踏まえた上で、斑鳩町における男女共同参画の実現に向け、町、事業者、町民の責務を明確にした上で、家庭、地域、学校、職場等のあらゆる分野での取り組みを一体的に推進していく根拠法令として、また町として積極的に施策展開していく旨の意思表示を行うことを目的に斑鳩町男女共同参画推進条例を、県内3番目、県内町村としては初めての制定をいたしました。

平成17年度には、平成8年に策定いたしました男女共同参画推進行動計画「女と男が輝く未来計画」の目標年次が終了することから、平成18年3月、第2次男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」を策定いたしました。現在、この第2次計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めているところであります。

平成18年度における具体的な取り組み内容の主なものといたしましては、意識啓発といたしまして、町広報紙への啓発記事の連載、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動期間におけるパネル展示、図書展示などを実施いたしました。

また、男女の社会参画を促進するため、各種講座等における託児の実施を行いました。

さらに、事業所における男女共同参画の啓発を図るため、平成17年2月に実施した

「事業所における男女共同参画推進状況調査」にご回答くださいました町内事業所に対し、調査結果の報告書を送付し、男女共同参画の啓発を図りました。

また、平成18年7月に斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱を策定いたしました。その中におきまして、女性委員の積極的な登用を図るため、委員等の選任において、女性委員の割合を「女と男が輝く未来計画」に掲げた目標を達成出来るよう努めることを定めました。

その他にも、男女共同参画社会づくりセミナーの開催、女性のエンパワーメント補助金の交付による女性のエンパワメントや、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援など、男女共同参画社会の実現に向けて様々な角度からの積極的な取り組みを行っているところであります。

このような取り組みの結果、平成14年4月には、平成13年度の男女共同参画社会づくりセミナー受講者が中心となって、男女共同参画社会を目指して活動するグループ「いかるがK A I G I」を設立されました。現在、会員18名で、男女共同参画に関する学習会や、小学生と留学生の交流事業、男女共同参画をテーマとした講演など、様々な活動を自発的、積極的に行っておられます。

町といたしましても、今後とも、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画のテーマであります「女と男がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」を目指し、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） よくわかりました。今後ともその方針で、町長、よろしく願いいたします。

次に、子どもたちの安全対策について質問いたします。

奈良県教育委員会の不審者情報によると、子どもに不安を与える事案、平成16年1月26日から平成18年12月末までの発生として、町内では5件が掲載されています。確かに、不審者や犯罪を根絶することは非常に難しいと思いますが、子どもの安全を守るということは、町民の誰もが願うことです。このような状況での教育委員会が中心となった町の取り組みをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちの安全対策についてのお尋ねでございます。教育委

員会の取り組みについて申し上げていきたいと思ひます。

教育委員会の方では、町職員が輪番制で毎日下校時間に合せまして青色防犯パトロールを実施いたしております。さらに、町立小中学校の教職員も青色防犯パトロールを行っております、より安全で安心して通学出来るよう体制づくりに努めているところでございます。

また、児童生徒を守りますために、学校安全ボランティアを募集いたしまして、登下校時の児童の見守りを行っていただいているところでもございます。

さらに、子どもの安全確保を図りますために、保護者らに近隣市町村の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を行い、子どもの被害防止に努めているところでもございます。

また、子どもたち自身が、「自分の身は自分で守る」という意識を身につけ、また保護者も危機意識を持っていただくことが必要であるということから、平成18年度には、「子どもの安全について」、教職員研修及び家庭教育学級でNPO法人のCAPによる研修会を実施いたしました。これらの研修を通しまして、さらに子どもたちにわかりやすい形で、かけがえのない自分の命を守る安全指導を行っていききたいというふうに考えております。

また、各小学校では、登校は集団で行っております、下校は各学年ごとの集団下校というふうになっております。そして、下校時におきましては、先ほども申し上げましたように、青色防犯パトロール、あるいは教職員が校区内の巡視等を行っておりますし、またPTA、保護者、あるいは自治会、小地域福祉会、老人会等の地域の多くの住民の皆さん方の協力を得ながら、引き続き子どもたちの安全確保に努めているところでございます。そうしたご協力いただいております多くの皆さん方に大変感謝を申し上げるわけでございます。また、青少年問題協議会や町の防犯協議会等が、青少年の非行防止を図りますために巡回補導活動も実施していただいております。

今後も、地域の皆さんの協力を得ながら、安全安心への取り組みを継続すると共に、地域の方々への見守り活動への協力を呼びかけ、少しでも多くの目で子どもたちを見守っていただくようお願いし、広く啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 今、お聞きした回答は、斑鳩町教育委員会としてよくやられておられると思うのですが、子どもを犯罪の被害から守る条例の域を出ていないようにも感

じられます。住民の皆さんにお聞かせ願いたいことは、実際に必要性を認めて実施されて効果が上がっていることでもあります。今後なお一層の努力をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、町内指定避難施設の耐震についてです。

昨今の天変地異は、全くをもって私たちの予想をはるかに超えています。7月16日に発生した新潟県中越沖地震では、今でも多くの被災者の方々が避難所生活を余儀なくされています。我が斑鳩町も、地震の被害に遭遇しないという保証は全くないし、台風などの風水害に至っては、河川が氾濫する事態は十二分に考えられます。災害が発生した場合の避難所施設はどのように開設されるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 地震等の災害が発生した場合の避難所施設の開設についてのご質問でございます。

避難所施設の開設基準につきましては、本町の地域防災計画におきまして定めているところでございます。

内容といたしましては、地震等における家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する場合や、住民を災害から保護し二次災害を防止するため、住民に対し避難のための勧告や指示等を行う場合、避難所施設を開設することといたしております。

具体的に申し上げますと、地震災害の場合では、震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設していくこととなります。震度6以上の地震が発生し多数の避難者が予測される場合は、速やかに避難所を開設することといたしております。

また、風水害発生時におきましては、その状況に応じまして、浸水や崖崩れなどによる被害のない安全な場所の避難所を開設し、あわせて住民に周知をすることといたしております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） それでは、町の避難施設において、昭和56年6月に施行された新耐震基準法以前に建設されたものは何カ所あるのでしょうか。また、あるのであれば、その施設の改修予定は考えておられるのか、お伺いしたいです。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町内避難所施設について、昭和56年の新耐震基準以前に建

てられた避難所施設についてのご質問でございます。

本町の避難所施設につきましては、地域防災計画におきまして、町内の学校、幼稚園、公民館等の公共施設を指定をいたしております。合わせて19箇所を指定しております。

避難所施設の耐震性につきましては、これまで町が行ってまいりました耐震補強工事を行いました施設を除く昭和56年の新耐震基準以前に建築しています避難所施設は、7カ所となっております。

なお、この耐震化についてのご質問でございます。該当する施設は、あゆみの家を除きまして、幼稚園、小中学校において、現在担当課におきまして順次耐震補強工事等をされているところでございます。これまで、斑鳩小学校南館・北館の耐震補強工事を行ってまいりました。今後におきましても、担当課におきまして、耐震診断、耐震補強工事を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） わかりました。今後とも、耐震補強工事のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。生活環境についてです。

現在、斑鳩町の西地区においてマンション開発が行われています。マンション建設を目的とした住宅開発は、数多くの世帯を集約的に受け入れることから、人口や税収の増加に伴うまちの活性化という大きなメリットがある反面、山の保水性を低下させることに起因する災害の発生や、緑化資源の減少による大気汚染の原因ともなり、現在の町民にとっては大きなリスクを負担させられることにもなりかねません。緑が多い住みやすい環境を守るという観点から、町における今後の開発施策をお聞かせ願いたい。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ただいまの生活環境に対するご質問でございますけれども、斑鳩町では町域全体が大和都市計画区域に含まれておりまして、市街化区域と市街化調整区域に区分をされております。市街化区域は、既に市街地を形成している地域や今後計画的に市街化を図る地域と位置づけをされております。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域でありまして、原則として開発行為や建築行為を行うことは認められておらないということでございます。町域北側の緑豊かな山地丘陵部や優良な集団農地につきましては、市街化調整区域に指定されておりまして、乱開発を防止し、自然環境の保全を行っているところでございます。

また、当町では、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず、町域の約44%が風致地区に指定されておりまして、風致地区内で開発行為や建築行為を行う場合は、奈良県風致地区条例に基づきまして緑化が義務づけられております。緑地の維持並びに保全が図られ、風致景観に配慮されるよう誘導しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） 現状における市街化区域、市街化調整区域及び風致地区にかかわる町の全体的な取り組みについては、町民にも納得の材料になると思います。しかし、現状において風致地区に指定されていない市街化区域などでは、建設業者の開発に対して特定の地域住民が集中的にリスクを抱えることになりかねないのではないのでしょうか。これらを回避するために、町として地域の実情に応じた一層きめ細かい取り決めや施策を行っていくことが出来ないのでしょうか、伺いたいです。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 地域の特性に応じたまちづくりの施策ということでございますが、都市計画法には、地区計画や、建築基準法には建築協定といった制度が設けられております。これらの制度は、地区内の住民の皆さん方での話し合いに基づきまして、例えでございますが、外構についてはブロック塀を禁止し生け垣を設置するなどの取り決めを行っていただくことによりまして、緑の多い街並みの形成を図ることが出来るなど、より地域の皆さん方が望まれる環境づくりが可能となっております。

なお、こうした制度を地域として確立をし活用するためには、地域の利害関係者のすべての方々の同意が必要となるなど、非常に超えなければならない難しい問題がございます。そうした問題等をクリアすることによって、各地域ごとの施策ということになってまいります。

質問者も心配されております開発事業に対する特定の地域への集中的なリスクに対しましては、それ以外で見えますと、町では開発指導要綱によって指導をいたしております。地域住民の皆さんと開発事業者が合意形成を図れるよう、現在も指導を行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴 吉晴君） なるほど、地域住民の方々が主体となってみずからの住環境を守るための建築協定を作成することが出来ることは理解いたしました。意識ある町民が活路を見出せることは、まことに喜ばしい限りであります。

しかし、建築協定の「すべての地域住民が同意する必要があること」は、なかなか困難ではないでしょうか。個人の財産権を侵害されることをはじめ少数意見の封殺など、地域住民の分断を招く結果となりかねません。それは、和の精神を尊ぶ斑鳩町民の意思に反することです。平成9年5月9日に制定された町民憲章を思い出していただきたい。「知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます」と掲げられています。町民が望むまちとして、行政は万難を排して真摯に向き合い、丁寧な相談対応に徹することを切に希望いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

午後2時15分まで休憩いたします。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず、1つ目の公共下水道事業についてですが、この質問に入る前に、前回の6月議会で私が公共下水道事業に関する一般質問をしたところ、先月の8月24日に、小城町長が町指定業者に認定した排水設備工事店のうち27社から、西谷議員が公の場で公共下水道事業に関する排水設備工事店の苦情などを発言されると、町民の方に誤解を招き、我々工務店の死活問題になるので慎んでほしいとの内容の意見書が斑鳩町議会に提出されました。

我々議員が本会議場で行う一般質問や各委員会での発言は、選挙で選ばれた議員が町民皆さんの代弁者として町行政のあり方をチェックするために行うものであり、議員として重要な責務であります。特に総事業費が400億円以上もかかる公共下水道事業の競争入札は、落札率を仮に10%下げる努力をすれば、40億円の事業費の削減になります。

今や、新聞、マスコミ等で相次ぐ談合事件が取りざたされ、一般的に落札率が95%を超えると談合の疑いがあると盛んに伝えていきます。

町民皆さんの町行政に対する意識が高まり、私に、なぜ多額な公費を費やす公共事業

の入札問題を他の議員は議会で質問しないのかと、町民皆さんの不満の声をよく聞きます。

そこで、町民の方々からいただいた平成19年8月24日の読売新聞に掲載された、生駒市の市長みずからが立ち上がり、市民のために公共事業の入札制度を改革された記事を紹介いたします。議員の方には参考資料として配付いたしておりますので、ご覧ください。

紹介させていただきます。

「談合など不正入札を防ぐため、入札制度改革に取り組む生駒市で、6月から適用範囲を拡大した『事業審査型条件付き一般競争入札』により平均落札率が土木工事で昨年度より1割以上低くなったことがわかった。造園工事でも効果が表れており、今後は第三者の監視機関の設置や、インターネットを利用した電子入札の導入など、さらに制度の改善を進める。」と書かれております。

この生駒市であっても、この記事によりますと、同市では以前大半の入札で落札率が95%を上回っており、2003年から05年度の土木、建築のAランク工事では、指名競争入札計40件の落札率は96.3%から97.3%の間に集中、平均落札率は96.8%だったということで、ちょうど斑鳩と同じような数字であります。

ところが、制度導入から7月末までの土木工事の入札は、平均落札率が70.91%で、昨年度全体50件の平均落札率86.18%から低下。同じく昨年度91.34%だった造園工事でも、84.78%になった。市の方では、予想を上回る効果が出たので、今後も工事の質を確保しつつ改革を進めていきたいと手応えを感じておられます。

そこで、これらを紹介した中で、これらの前段を踏まえ、1つ目の①の質問をいたします。

斑鳩町が指定する排水設備工事店の認定基準と具体的な認定条件を示してください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、指定工事店の指定の基準でございます。

まず、排水設備の施工につきましては、専門的な技術を必要とし、排水設備に係る基準を熟知し、それを遵守する責任が必要でありますことから、斑鳩町排水設備指定工事店等に関する規則によりまして要件を定めております。

まず、その要件といたしましては、住民の発注に基づき適正に工事を行い、町の監督及び住民からの連絡が円滑に行えるようにするため、奈良県内に営業に適する営業所ま

たは店舗を有していること。また、法令を遵守し、排水設備工事を適正に設計、施工するためには、排水設備工事責任技術者試験に合格した技術者が欠かせないことから、この責任技術者の専属を義務づけております。

その他、工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。そして、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ない者でないこと。法人にあっても、その代表者が破産者で復権を得ない者でないこと等の要件を備えていること。偽り等の不正手段により指定を受けた場合や、条例または施行規則に違反する行為があった場合、その他指定工事店として不正または不都合な行為があつて指定工事店を取り消された者にあつては、指定を取り消された日から起算いたしまして2年を経過していること。また、規則に違反し責任技術者の登録を取り消された者にあつては、当該責任技術者の登録を取り消された日から起算して2年を経過していること。最後に、その業務に関し不正または不都合な行為をするおそれがないことを指定の要件としております。

なお、この制度は、発注に伴いますトラブルを未然に防止し、住民の方々を保護するためのものであるということをご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） それでは、町が指定した業者で町民の方々が排水設備工事を行い、仮に排水設備工事等に不備が生じた場合、これは認定した町が責任を持って業者との交渉に当たるのかどうか、教えてください。
- 議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） それにつきましては、もちろんこれ指定している以上、町が監督管理しているということをご理解いただきたいと思えます。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 監督管理、要はね、具体的に、例えば不備が生じて、管が詰まったとかした場合に、町が指定した業者に、町が住民の方と民間のその業者の間に入って責任を持ってそれをちゃんと復元して対処されるのかどうか、責任を持って対処までされるのかどうか、当然補償も含めてですよ、そのことを聞いてるんです。
- 議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） それらにつきましては、業者に責任を持って指導させていただきます。

- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） そしたら、町の指定業者については、町が責任持って最後までそのトラブルを解消するというのでよろしいですね、補償も含めて。
- 議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） 補償も含めてということじゃなしに、業者とその住民さんとの間のトラブルについては、こちらの方から業者に対して指導をさせていただきます。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 指導をするんですが、そうした結果としてその指導に業者が従わなかったらどうなるんですか。
- 議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。
- 上下水道部長（谷口裕司君） それは、先ほど説明させていただきました、例えば責任技術者の指定工事店の指定の要件の中に、例えば工事店として不都合な行為、業務に関して不正または不都合な行為をするおそれがないこととということがありますので、それに反することと理解しまして、例えば最悪その指定工事店の指定を取り消すということまで及んでこさせます。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 今、部長がそういう形で言われているんですが、以前に私が聞いた時には、それは業者と住民の中での問題だみたいな形で私は聞いた記憶があるんです。その辺が相当変わってきたんだなとは思いますが。
- ただ、それにしても、住民が、私自身が町内を回る中で、素朴に住民が言われるのは、町の公共下水道事業は、国庫補助金と町起債と一般財源を事業費として町道にふせる公共下水道事業本管工事及び町民の敷地内に設置する公共枡までは町が施工し管理すると。また、町が公費で施工した公共枡に住民の生活排水を一本化して流すための排水設備工事は、約20万から100万の自己負担で町民の方々が行うことになっていると。
- 結局、多くの住民の方々が、なぜ自分の家がお金を出して排水設備工事をするのに、町が工務店を勝手に指定することに納得出来ないという声があるわけです。先ほどの質問のように、結局住民からしたら、排水設備工事をより丁寧により安くやってもらいたい、そして自由に選択出来ないのかということでもあります。
- 私は、素朴に、そのためには、排水設備工事の町の認定基準をしっかりと打ち出せば、

それは小城町長が認定した排水設備業者に依頼するのもよし、また認定外の業者に依頼することも、町民の意思に任せるべきではないかなというふうに思うんです。その件について、再度町の見解を問うておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この町の下水道宅内工事、これは町が指定した業者に施工さすということになっておるわけです。やはり、先ほども部長申しましたように、町が指定した業者、これには、指定する以上、その技術力といいますか、すべての面について完全に行える業者ということで指定しているわけです。

しかし、こういう業者であっても、宅内の状態で何らかのトラブルが生じるということは、これは否定出来ないと思います。そういう中において、当然業者の瑕疵が生じた場合については、当然業者がそれを代償しなければならない。もちろん町が指導する中でそういう格好ですと、こういうことになるわけです。

ただ、今、西谷議員がおっしゃるように、ともかく宅内工事を出来る、どのような業者でも宅内で排水工事したらええやんかというご指摘でございますけども、それはそういう業者にさすことによって、それぞれの家庭が納得してもらえるかと。後日トラブルが生じた時には、必ず町に対しての指導を仰いでくるであろうと、このように思います。

そういうことで、町としては指名業者を決めて宅内工事をさすというのが流れでございますので、そこら十分ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長が言われたんですが、ちなみに小城町長が町民に対して、町指定の排水設備工事店しか工事が出来ない、そういう縛りをつける、こういう行為というのは、独占禁止法の「正当な理由がないのに、競争関係にある業者、事業者と共同して、ある事業者との取り引きを拒絶または制限することをいう」、この辺に引っかかるのではないかなと思うんですが、この辺はどうですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） そこまで私も勉強はしてないわけでございますけども、これは独禁法に抵触すると、指定することによって独禁法に抵触するということでは私はないと解釈しております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私も、再度突き詰めて、たまたま私の調査の中ではそうではない

かなということだと思いますので、改めてまた正式な形で調査しようと思うんですが、この中では、仮に行政指導であっても、それが結果として業者間の正当な取り引きを阻害する場合には独禁法に引っかかると。なおかつ、その場合には、行政指導した町やのうて業者が引っかかるんやという、こういう判例もあります。これは、再度私も調べてみたいと思います。

そこで、実際に小城町長が、排水設備工事の町指定業者を認定するために、認定料というのは決められると思うんですが、これは幾らか取っておられるんですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） これは、条例9条に基づきまして、排水設備指定工事店指定手数料といたしまして2万円の手数をいただいております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それなら、今、82社ですから、ざっと160万以上の認定料が町に徴収されていることになるんですが、本来町民皆さんの意思に任せるべき排水設備工事店の縛りを、町長みずからが認定料を取ってつくっていることになっているわけですね。公費で町民の排水設備工事をやってくれるのなら、町が指定した業者だけでも構わないと思うんですが、各家庭の土地を掘り返して行う排水設備工事は、町民の方々が施工しこれは管理するものということになっているわけです。だったら、多くの町民が排水設備工事に納得して行えるような町指定の排水設備業者工事店に限らず、指定以外の業者でも排水設備工事が出来るように私は強く要望しておきたいと思います。

そして、次に1の②の質問に入りますが、町指定排水設備工事店に対する町民のその苦情にどのように対処するのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 町民の皆様安心して排水設備工事を行っていただけるように、町の場合、今、議論していただいております指定工事店制度を採用しております。そういうことから、担当課におきましては、公共下水道をご利用された各ご家庭が、どの排水設備工事店を採用し、そしてまた排水設備工事図面により、どのような方法で工事が行われたというのを申請時に把握いたしております。

そのことから、仮に苦情が出た場合、町より工事を行った工事店に苦情の処理を指示し、適切に対処されているかの確認が出来る体制をとっております。また、営業活動におきましても、住民の皆様から直接苦情や問い合わせが寄せられた場合には、指定工事店

から事情聴取を行い指導が出来るものと考えております。

現在、トラブル等は生じておりませんが、今後、条例及び施行規則に反して不適切な事項が生じた場合におきましては、指定工事店に十分な指導を行い、改善されない場合には、先ほどもふれましたが、登録を取り消すということも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町は苦情を聞いてないということなのですが、私が町内を回り議員活動をする中では、色んな町民の方からの苦情を聞きます。どこの業者でどのような苦情だとこの場で言いたいぐらいですが、あえて控えておきます。

もっと行政は、町民の現場の声を聞いて、それに対処する窓口を設けるべきだと思うんです。我々が行く中で直接聞くわけですが、その苦情の窓口というのはやっぱり行政にあるべきやと思いますし、その中では、苦情が誰々から来てどこへ行ったというような、そういう守秘義務も含めてそういう内容が業者やほかの人にばれないような形の窓口を設けるべきだと思うんですが、この辺についてはどのように考えられますか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 当然おっしゃるように、どのような事業であろうと苦情はないとは限らないわけです。そういう苦情をされる方々について適切な対処をするということは行政の責任であろうと、このように思うわけでございます。したがって、下水道の場合については、下水道課によってそれを受け付けるということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 下水道課の方でそういう窓口として受けていただけるということですので、それでは次に移りたいと思うんですが、続いて1の③の質問に入ります。平成3年から18年までの公共下水道事業費とその財源の内訳についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道事業の平成3年度から平成18年度までの事業総額につきましては、資本的支出が150億9,526万円、収益的支出が3億6,779万6,000円、合計154億6,305万6,000円となっております。

資本的支出の財源内訳につきましては、国庫補助金で39億5,260万円、地方債

で74億9,410万円、一般会計繰入金で33億791万5,000円、加入負担金で1億2,720万円、その他諸収入等で2億1,344万5,000円となっております。

次に、収益的支出の財源内訳につきましては、料金収入等で4,937万6,000円、一般会計繰入金で3億1,842万円となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、平成3年から18年までということで聞きましたんですが、以前私が情報公開した時には、一切そういう、平成3年から13年までの資料がないということで、破棄してないんだということで聞きました。ところが、今、ちゃんとそういう財源内訳ということを言われたんですが、財源内訳とかこの辺の資料はあって、それ以外の資料が私が情報公開した時にはなかったということですか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 今、おっしゃっていただきました情報公開の時にないと申しました書類につきましては、工事の一件書類ですね。たしかその時に説明させてもらった以前の書類はないと申しました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 工事の一件書類というのは、結局実際にどこでどういう工事が行われて、どこの業者がそれを受注して、そして実際に落札率がどの辺にあったかということ私を知りたかったものですから情報公開をとったんですが、その辺の資料がなかったということなんですが、今後、私はやっぱり、まだ先20年、30年かかるわけですから、そういう資料も含めてこの事業が終わるまでは、やっぱり資料というのは、いつでも我々議員や町民の疑問に対応出来るように、私は書類として残していただきたいというふうに思います。

続いて、1の④の質問に入ります。総額400億円以上もかかる公共下水道事業費を削減するために、今後町はどのような取り組みを考えておられるのか、示していただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 公共下水道事業につきましては、事業化担当課といたしましては、まずコスト縮減の対策行動計画、それに基づいて進めております。

まず、公共下水道事業につきましては、平成30年度までの財政推計といたしまして、

総額350億円を予測し、常任委員会にもご提示させていただいたところでございますが、全体計画区域を完成させるためには、議員おっしゃっていただきましたとおり、さらに事業費がふえ、そして400億円以上の事業費になってくると推測はされます。

そういうようなことから、厳しい財政事情のもと、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共工事の執行を通じて社会資本整備を着実に進めるために諸対策の一つとして、言うまでもなく公共下水道におきましても、公共工事のコスト縮減を推進する必要があると認識いたしております。

そうした中から、そのコスト縮減の項目といたしまして、実際実行いたしております項目につきましては、工事コストの低減、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事におけます社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減について、実際に行動及び検討をしているところでございます。

現在、取り組みを行っております具体策といたしましては、先ほど説明させていただきました工事コストの低減策といたしまして、技術基準を見直しまして、マンホール数の削減及びマンホールの小型化による資材コストの縮減、そして設計図書や積算数量及び設計図書の電子化による効率性の推進を図っております。

また、工事の時間的コストの低減といたしまして、整備区域を特定し集中的に取り組むを行うことにより時間的な効率化の推進、そして他の公共工事と連携することによる縮減を図っているところでございます。

次に、またライフサイクルコストの低減といたしましては、耐震性の部材を使用することにより、耐用年数の長い施設としてライフサイクルコストの低減を図っているところでございます。

また、工事における社会コストの低減といたしまして、公共工事において環境対策を先導することが求められている。そういったことから、建設副産物のリサイクルを推進し、例えば埋め戻し材に再生砕石を利用したり、また舗装材におきましても再生材を利用したアスファルト工材を使用したりといったことで、コストを出来る限り削減するよう取り組んでおるといことでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 町の、今の部長の色々な技術面、あるいは原材料費等の色んな削減というのはわかったんですが、私は一般質問の冒頭で私が紹介した生駒市のように、小城町長みずからが一般競争入札等の入札制度を改善すれば、落札率を生駒市のように

下げることが出来るのではないかなと思います。公共下水道事業費の削減により、町民の借金となる町起債を大幅に減らすことが出来るのではないかな。排水設備工事の大きな自己負担をしなければならない町民の方々に、町の事業費である一般財源まで負担させる下水道加入負担金10万円を一日も早く廃止し、町民皆さんの負担をより少なくして協力しやすい公共下水道事業に改善していくよう要望いたしまして、次の2番目の質問に入ります。

それでは、2の①の平成3年から現在まで町が建設した公共施設は何か、お答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 平成3年度以降現在までに新たに建設いたしました主な建物は、合計で15施設となっております。

年次的に具体的に申し上げますと、平成3年度では保健センター、中央公民館の陶芸室、平成4年度では中央公民館の展示室、町営住宅長田団地A棟、斑鳩小学校民族資料室及び集いの木の広場、平成6年度では町営住宅長田団地B棟、平成7年度では消防コミュニティセンター、平成8年度では高安地区多目的広場及び交流館、平成9年度では火葬場、あわ保育園の増築、文化振興センターでございます。平成12年度ではふれあい交流センターいきいきの里、平成13年度では法隆寺消防センター、平成14年度では斑鳩学童保育室、平成15年度では町営住宅目安北団地を建設をいたしております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それらの事業について、実際の総事業費、3年からこれまでの総事業費と、それぞれの落札率をお答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 事業費は総トータルでよろしいでしょうか。個々に、どちら。

（「総額で結構です」と西谷議員述ぶ）

まず、今申し上げました15施設の総額でございます。69億7,995万7,000円であります。

次に、落札率であります。保健センターは100%、中央公民館の陶芸室99.84%、中央公民館の展示室99.3%、町営住宅長田団地A棟100%、斑鳩小学校の民族資料室及び集いの木の広場100%、町営住宅長田団地B棟は98.8%、消防コ

コミュニティセンター100%、高安地区多目的広場・交流館100%、火葬場99.51%、あわ保育園の増築97.37%、文化振興センターは98.55%、ふれあい交流センターいきいきの里は100%、法隆寺消防センターは67.52%、斑鳩学童保育室は88.75%、町営住宅目安北団地は97.98%となっております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 見事に100、99、90以上の高い数字が並びましたが、1つだけ落札率が低い法隆寺消防センターの67.52%というのがあるんですが、この施設については突出してほかの数字に比べて低いように思うんですが、この入札方法はどのようなものであったのか、お答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 指名競争入札であります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたら、同じ指名競争入札であってこの分だけが突出して低かった。原因についてどのような、何か話聞いておられますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 聞いておりません。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は聞いているんですが、ちょっとおいておきます。

それで、実際に公共施設というのは、建てるとう当然大きな維持費がかかるわけですが、斑鳩町が公共下水道事業を開始したのは平成3年からです。総事業費400億円以上もかかることがわかっていながらなぜ無防備に、平成9年度に建設したいかるがホールをはじめとして、最近では16億円もかけて早急に総合福祉会館を建設するのか、私は理解出来ません。すべてこれらのハコモノ行政のつけが町民に重くのしかかって、町民の借金をますますふやす結果となるのが、町民にとって本当にいいことなのか、もっと深く考えるべきだと思います。

それと、先ほどちょっと聞き忘れたんですが、これ以外に町の施設の中では、平成3年と私が言いましたんであれなんです、それ以前に西公民館とか中央公民館とか東公民館とか、連続でそういう施設が建っているんですが、この辺のところはもし今わかったら教えていただきたいんですが、わかりますか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） それにつきましては、平成3年と伺っておりましたので、それ以前の分については今現在把握いたしておりません。また、必要でしたら、後日、もし資料ありましたら、担当の方でご答弁させていただきます。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員がおっしゃるように、私はやっぱりこの関係等については、議会等ご相談申し上げて、財政計画等の関係等についてすべてをお示ししながら、議会の方々の満場一致をもらって、工事等そういう建設等を進めさせていただいた。

当時、平成3年からは、西谷議員が役場をやめられて議会に出られてきて、ずっと平成3年からおられたわけですから、そういう中で、議会の中では、まあ言うたら賛成をしておられる。そしてまた、今、下水道の関係になったら、賛成をしておきながら、今、そういう住民から負担金10万円というのはおかしいやないかということ自体が、私はどうもなかなか理解が得られない。そういうことについて、議会については住民の代表として責任ある行動をとるべきことだと私は思っています。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、町長おっしゃいましたが、確かに私も議員として賛成もいたしました。ところが、実際にその時に聞いた内容とは、相当私自身も周辺の自治体の下水道につきましても調べました。県の下水道課についても資料を取りました。だから、実際に10万円そのものが理にかのうてんのかということにつきましても、色々調べたら、どう見たってそれはちょっとおかしいん違うかなというところで、私自身はその時の判断が間違っていたということで、実際にもう一度調べ直して態度を変えたわけでございます。

私は、議会が一旦決めたから変えてはならんとかいうことにはならないと思います。人間間違いを起こしたら、その中で判断して、その間違いについて住民の声にこたえてやるべきだと思います。議会で一旦決まったことが、それは変えられないというんやったら、議員が審議する必要もありません。条例の改正すべてそうです。色んな改正皆、一旦決めても、情勢が変わる、あるいは内容が変わったら、議会の中でもう一度判断して直します。当然の話やと思います。

それでは、次に移りたいと思うんですが、私は財政難の中でも総合福祉会館を建設するというのなら、少しでも事業費の削減をするため、より低い落札率を目的とした一般競争入札を急がずに行うべきであるべきだと思います。町のこのような入札のやり方で

は、多くの町民から疑惑を持たれるのは当然やと思うんですが、この中でちょっと言うときたいんですが、総合福祉会館の入札今行われてます。この基準について、ちょっとお尋ねしときたいと思います。指名業者の選定基準についてお答えください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、総合福祉会館の指名基準であります。

まず、建設工事と機械、電気がございました。

建設工事につきましては、制限付一般競争入札を実施いたしております。これにつきましては、西谷議員もご承知のとおりであります。

その参加資格要件でございます。斑鳩町工事請負契約に係る競争入札参加資格、いわゆる登録者であること。経営規模等評価結果通知書の有効期間が平成19年6月議会議決日までであり、かつ建築一式工事の経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,300点以上であること。平成19年4月16日、公告日でありますけれども、この時点において奈良県内に契約締結の権限のある営業所等の登録があること。過去に福祉施設、医療施設、または庁舎の建築工事で、発注工事と同種同規模の工事実績があること。入札公告日から落札決定までの間に斑鳩町の指名停止を受けていないこと。会社更生法等の手続がなされていないこと。本工事の設計業務等の受託者でなく、設計業者との権利関係を有しないこととしておりました。

また、機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事におきましては、指名競争入札を実施をいたしております。

本町では、請負対象設計金額が5,000万円以上の建設工事につきましては、請負業者の選定を厳正かつ公平に行うため、建設請負業者選定審査会を開催し、請負業者の選定を行っているところでございます。

初めに、機械設備工事につきましては、本工事は、主に空調機器、衛生設備の工事でありまして、国土交通省の工事請負業者選定事務処理要領によりますと、暖冷房衛生設備工事については管工事の種別になっておりますことから、管工事の業者の中から業者を選定をいたしております。

具体的には、高度な技術でより品質の高い機器を適正に施工されること、またアフターケアにおいても十分に適正な対応が出来るよう、経営事項審査における管工事の総合評定値が1,300点以上の業者の中から、信頼度、施工実績等から総合的に判断し、選定をいたしております。

次に、電気（「時間がないんで、そのぐらいで結構です」と西谷議員述べ）

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実は、聞かしてもらったんですが、その中で、私が素朴に思うのは、再度聞きたいんですが、平成19年2月26日に総合福社会館の入札を行ったが、通常は入札を辞退した業者というのは、次の入札に町は指名しない。通常、せっかく指名してんのにけえへん、辞退するというのは、次はそしたらしない、罰則でしないというのが常識なんですが、なぜ町は辞退した業者も含めた同じ業者を再度指名したのか。それとも、辞退した業者に町が固守しなければならない理由が何かあるのかということについてお答え願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 本体工事につきましては、辞退はされてません。制限付一般競争入札でございますので、参加すると、こういうことでございます。

ただ、電気、機械については、確かに辞退した業者を次の入札について指名をしております。これは、やっぱり10社というような一つの町の基準もございまして、そういうことを含めながら、幾ら辞退しても当然この業者は参加してほしいということから指名競争入札に指名をしたと、こういうことでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それは、副町長、ちょっと、6月の私が聞いた時とちょっと違うんです。前に私が聞いた時にですよ、副町長、あるいは総務部長が答えられているのは、何でその指名競争入札した指名業者がこんなにたくさん辞退されるんですかと聞いたら、この時期民間の工事がふえ技術者が配置出来ない、あるいは予定価格では請け負えない、こういう理由から辞退されたんだろうということを答えられているんですね。これでしたら、少なくともこういう理由で2月の26日に辞退されたら、次の時に何でまた同じ業者を、こういう理由があるにもかかわらず指名されるんですか、おかしいでしょう。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） やはり、2月から6月の間に相当な期間もたっております。そういう中で、私言うたように、いわゆる監督等の技術者が不足しておることからの理由で辞退したんやろうということも考えられるわけでございますけども、4カ月たったら、やはりそれはまた復旧してそして対応出来るという考えの中で指名をしたと、こういうことでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） これは、水掛け論になると思うんですが、ただこれぐらいの、町民の方では色々な方がおられます。実際にそういうゼネコンに行っておられた方、あるいはもう既に退職された方、そういう人の話を聞きますと、なかなか今副町長が言われるような解釈は出来にくいというのが私の実感であります。

それでは、次に4つ目のごみ行政の改善について質問いたします。時間も差し迫っておりますので、4の①と③を同時に質問いたします。

斑鳩町では、平成12年10月から町指定ごみ袋の受益者負担を開始し、今年で7年になります。そこで、過去5年間の町民皆さんの各家庭から出るごみと、会社や店舗などの事業所から出るごみの排出量の推移をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、過去5年間のまず家庭系の排出量を申し上げます。平成14年度は5,844.04トン、平成15年度5,820.36トン、平成16年度5,683.19トン、平成17年度5,444.26トン、平成18年度5,460.97トンでございます。

次に、事業系の排出量につきましては、平成14年度1,778.39トン、平成15年度2,061.54トン、平成16年度1,906.81トン、平成17年度1,880.77トン、平成18年度2,147.10トンであります。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、推移を聞いたんですが、これで見ますと、家庭ごみは減少していると、それと事業系ごみはふえているということなんですが、ちょっとお尋ねしときたいんですが、前回の時に18年度のごみ袋の売り上げがたしか3,603万800円という形で聞いたんですが、以前たしか14、5年ぐらいの時に、ごみ袋の売り上げというのは3,000万ぐらいやったように記憶しているんですが、ごみ袋の売り上げがふえているのにごみの量が減っている。一見するとちょっとおかしいん違うかなと思うんですが、この辺の数字は間違いありませんか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 6月議会でお答えさせていただきましたごみ袋の購入代金が、3,603万800円でございます。今、手持ちの資料では、16年度の購入代金しか持ってないんですけども、16年度も3,603万8,550円でございます。

それ以前のことは、今ちょっと手元に資料ございませんので、また後日ご報告させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、実際事業系のごみというんですが、事業系のごみが、相当この数字から見ますと、家庭ごみの4割ぐらい占めてふえてるんですが、その原因というのはどこにあるか、町として把握されておられますか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この問題につきましては、西谷議員の一般質問の通告書を見る中では、事業系ごみの流れについて質問をいただいているわけです。それにつきまして答弁をしたいと思うんですが、この事業系のごみ処理につきまして、平成18年の12月に木田議員からご指摘をいただいております。これは一般質問でございました。そういう中で、町としては、この事業系ごみの処理については非常に問題があるという中で取り組んでおるわけでございますけれども、なかなかその改善に向かっては進んでいない、こういうことでございます。

そういうことで、その後町としても、やはりごみを減らす、そして事業者、また一般排出業者等に相談いたしまして、出来るだけごみを少なくするようにしてほしいということから進めております。しかし、この問題につきましては、解決するには長時間かかるということもございます。

そういう中で、今さき質問されました事業系ごみの17年度と18年度を比べたら排出量がふえておるということもございますけれども、こういうことも生じることもございます。これが原因ということになれば、やっぱり大型スーパーとかチェーン店における飲食店のごみの排出量が多くなったということに尽きると思うんですが、それでは町としてはやはり少なくしてもらおうための努力をしていくと、こういうことで現在取り組んでいるところでございます。しかし、非常に難しい問題でございますので、長時間をかけての勝負ということでやっておるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、副町長、難しい問題だということでおっしゃったんですが、これ素朴に思うんですが、住民には、「分ければ資源、混ぜればごみ」ということで打ち出してごみ行政やっておられますけど、事業所のごみもしっかり分別はされてるんでしょうね、当然。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 事業系のごみにつきましては、その事業所でそれぞれ分別をさせていただいております。以上です。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私も時々町の中へ持ち込みやるんですが、黒い袋とかという形でたしか入っているんじゃないかな。同僚の木田議員の12月の一般質問の中でも、そのようなことが指摘されてました。これは、やっぱり事業系のごみについても、町民のごみやからということで当然斑鳩町でごみ処理するわけですから、これはちゃんと分別してもらわんといかんの違うかなと思うんですが、その辺どうですか。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 現在、事業者と収集業者との話し合いの中で、事業系のごみの排出についてはシールを張るということで、分別をきちっとした内容で処理施設へ持ってきてもらうということ、そして処理施設が厳重なチェックをするということで今進んでおるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、最後に4の②の質問ですが、ごみ減量化の対策として町が取り組む対策についてお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみ減量化対策についてのご質問でございます。

全国にございます最終処分場の残余の容量は、このまま推移をいたしますと、あと十数年で飽和状態になるというふうに危惧をされております。当町におきましても、廃棄物の埋立処分量を減少させる対策に重点を置き取り組みを進めているところでございます。

平成12年10月から実施いたしましたごみ処理有料化によりまして、家庭系の廃棄物排出量につきましては、平成18年度で有料化前の26.6%の減と一定の成果を上げておりますが、埋立処分量のさらなる減量を目指し、平成17年10月には、これまで100%埋立処理をしておりました「ビニールごみ」を「その他プラスチック類」と改め、リサイクル処理へと移行しております。

リサイクル開始後1年ほどは、60%程度のリサイクル率で推移をしておりましたけれども、平成19年度以降は65%程度、またこの7月には70%へと向上しており、住

民の皆様のプラスチック類のリサイクルに対する意識が向上をしつつあるものと感じているところでございます。

また、平成18年度からは、可燃ごみとして排出される場合が多い空き箱や包装紙などの紙製容器包装類を焼却処理からリサイクル処理へと移行するための問題点や課題点の掘り起こしを行いますために、8つの自治会のご協力のもと、「その他紙製容器包装類回収モニター事業」を実施しておりまして、平成19年度には新たに9つの自治会の協力をいただき実施をしているところであります。

現在、モニター回収におきまして、1世帯当たり年間約7.2キログラムの紙製容器包装類が排出されており、仮に全世帯を対象に回収した場合、約76トンの可燃ごみを焼却処理からリサイクル処理へ移行することが出来ると予想されますことから、焼却処理量の減少と資源の有効活用の面から有意義な取り組みであり、全町を対象とした実施に向けて今後検討をしてみたいと考えております。

以上の取り組みにつきましては、リサイクル処理へ移行することによりまして、埋立処理量を減少させることが出来るという面からは効果的ではありますがものの、ごみ排出量そのものが減少するものではなく、今後、ごみ減量対策化として最も重要なことは、ごみの排出量自体を減らす排出抑制対策でありまして、私たち一人ひとりが、ごみになるものは買わない、それからもらわない、過剰包装は断るといった行動を起こしていくことにあるのではないかと考えております。

その行動の1つといたしまして、国民1人当たり年間300枚も使用すると言われておりますレジ袋を削減するために、昨年度から、一般公募により集まっていただきました20名の住民のサポーターの皆様方と共に、町内のスーパーにおけるマイバック持参率の調査、町内のスーパーとの意見交換会、マイバック持参キャンペーンの実施といった「マイバック持参推進運動」を展開しているところであります。

なお、6月に実施しましたマイバック持参率調査では24.7%の持参率であり、今後、この持参率をさらに向上させるため、取り組みを住民サポーターの皆様方と共に展開をしてみたいと考えております。

さらに、昨年度から今年度にかけて「もったいないを合言葉に3Rな暮らしを」ということをテーマに、自治会別環境問題学習会エコトーク21を開催しておりまして、現在のところ53自治会で実施しており、今後も実施していただく予定をしております。

このエコトーク21では、ごみを減らすための3つの取り組みとして、ごみになるも

のを減らす「リデュース」、再利用する「リユース」、資源として再び使う「リサイクル」の3つのR、いわゆるスリーRについてご紹介をし、特に排出抑制であります「リデュース」を住民の皆様一人ひとりに行動として移していただけますように、レジ袋の削減や詰めかえ製品の選択、使い捨ての見直しといった具体的な取り組みを呼びかけてきているところでございます。

以上が斑鳩町のごみ減量化に向けた主な取り組み内容でございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私は、ごみ分別は町指定ごみ袋とするのではなく、それぞれの分別ごみの目的をよく理解していただければ、減量化とリサイクルは指定袋がなくても徹底出来ると思います。

今年の春にテレビで紹介された徳島県の上勝町では、財政難の折、町職員が率先してごみ処理費を削減するために細やかなごみの42分別を実施し、住民の理解と協力を得て、年間3,000万円だったごみ処理費を800万円に減らしました。この調子で2020年までにはごみをゼロにするという目標を掲げ、全国から年間4,000人以上の視察があると報道されていきました。

私はこれまで再三にわたり、斑鳩町のごみ処理費を大幅に減らすためには、まず廃品回収業者が買い上げ収益を得られる古新聞、古雑誌、古着、段ボール、牛乳パック、アルミ缶などを町全体で回収して実施することだと提案してきました。そのためにも、私は次のようなことをしていきたいと思うんです。

実際に斑鳩町の中でごみ袋売り上げ、先ほど言いましたね、3,603万800円。これは、当初ごみ処理費の一部に回すんだということで説明されました。当然私もその時には、それは賛成いたしました。ところが、実際にどんな使われ方をされているのかといいますと、ごみ袋作製費に1,366万5,000円、ごみ袋委託料販売手数料に280万6,830円、自治会配布手数料で40万6,300円、集団回収助成金で953万9,155円、合計2,641万7,285円なんです。差し引きますと、結局ごみ有料化と言いながら、ごみ処理費に回されるのは961万3,515円なんです。

これを、実際に町の指定ごみ袋をやめると、まずごみ袋の作製費、ごみ袋委託販売手数料、自治会配布手数料、集団回収助成金まで入れますと、これで2,641万が浮くんです。そして、なおかつ住民の方々は、町の高い指定ごみ袋を買わなくてもいいで

すから、3,600万浮くんです。お互いがいいわけです。そして、こういう集団回収をやっていたところを、町全体で、王寺町のようにやって、そして町みずからが率先してやっていただきたいと思います。

私は、小城町長は財政難の中でも、自治会や各種団体が個々に行う資源ごみの集団回収、これは954万等補助金を交付していますが、片や公共下水道事業では、財政難と言って町が負担すべき一般財源の分まで下水道加入負担金と称して町民1世帯当たり10万円を徴収するぐらいやったら、町みずからが率先して、いかに公費をかけずにごみ処理をするのかアイデアを出して、町民の方々に理解と協力をいただけるようなごみ行政に改善し、町民皆さんで生み出した回収による収益で斑鳩町ごみ基金として蓄えていけば、生きた税金の使い方になると思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今の説明ですけども、私はやっぱり斑鳩町民の方々は、非常に行政が押し上がってくる中で非常に協力をいただいていると。集団回収でも、議員さん自身が、そんなもん売ったらええやないかと。私はやっぱり子ども会、あるいはそういう婦人会等の関係に、そういうことについては、やっぱりごみを大切にしようということ意識づけていくということもご存じであるわけですから、そして生ごみ処理をせないかんということで、斑鳩小学校でも中学校でも堆肥化の機械を買いながら、そういう袋の関係等についても大いに賛成されてたじゃないですか。そういうことは今になったら、議会をおやめになったらいつもそういうことをおっしゃる。そういうことについて、私はどうも、議会において、そしてまた今度議員になったらそういうことをおっしゃる。どうも私は理に合わんと思っております。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、10日は午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時16分 散会）